

第3次恵那市環境基本計画 【案】

自然とともに
ひととまちが輝く
活力あふれる恵那

～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～

【案】

令和7年3月
恵那市

【目次】

第1章 基本的な事項	4
1-1 基本理念・将来像	5
1-2 計画策定の背景	6
1-3 計画の位置づけ・役割	7
1-4 計画の期間	9
1-5 計画の対象	9
第2章 環境の現状と課題	10
2-1 恵那市の概要	11
2-2 自然環境	14
2-3 生活環境	21
2-4 脱炭素社会	34
2-5 循環型社会	37
2-6 環境に関する市民意識	39
2-7 環境の強みと現状の課題	41
第3章 計画の基本理念・基本目標	45
3-1 本計画の目標指標の実施状況等	46
3-2 本計画の重点事業の実施状況	49
3-3 基本目標について	53
3-4 施策体系について	55
3-5 重点事業	58
3-6 目標指標	61
第4章 環境施策の展開	62
基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する	63
基本目標 2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する	67
基本目標 3 地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する	70
基本目標 4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する	73
基本目標 5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める	76
第5章 計画の推進にあたって	79
5-1 計画の推進体制	80
5-2 計画の進行管理の仕組み	81
資料編	83
計画の策定スケジュール・体制	84
環境保全に関する関連法令	85
用語解説	95

資料編は省略

第1章 基本的な事項

1-1 基本理念・将来像

1-2 計画策定の背景

1-3 計画の位置づけ・役割

1-4 計画の期間

1-5 計画の対象

1-1 基本理念・将来像

恵那市環境基本計画は、本市の環境政策に関する総合的な計画であり、本市の最上位計画である恵那市総合計画の理念や将来像を環境面から実現するための計画です。

第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン 2045）の将来像である「自然とともにひととまちが輝く 活力あふれる恵那」には、恵那市の豊かな自然を守り、活かしながら人とまちが輝く活力あふれるまちの実現を目指そうという願いが込められています。

本計画では、本市の澄んだ空気と多様で清らかな水辺（＝青）、豊かな森林や暮らしと共に築かれた里山・田園（＝緑）を活かしつつ、暮らしに潤い・安らぎ・活力をもたらす自然の恵み（＝太陽）に感謝をしながら、郷土に根ざした人々の活動（＝土）を基盤として、人・地域・自然が輝き続ける持続可能なまちを目指します。

自然とともに ひととまちが輝く 活力あふれる恵那 ～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～

青：澄んだ空気と多様で清らかな水辺

緑：豊かな森林や暮らしと共に築かれた里山・田園

太陽：暮らしに潤い・安らぎ・活力をもたらす自然の恵み

土：郷土に根ざした人々の活動



1-2 計画策定の背景

本市は、豊かな森林に恵まれ、木曽川や矢作川、土岐川をはじめとする多くの河川が流れるなど、自然の恵みを受けながら、今日の恵那の姿が形づくられてきました。そして、先人の地元の自然に順応した暮らしによって、豊かな環境が私たちに受け継がれてきました。

本市では、令和4年3月に第2次恵那市環境基本計画【後期】を策定し、市全体の将来像である「人・地域・自然が調和した交流都市」の実現に向けて、様々な環境施策を展開してきました。その計画が令和7年度末に計画年限を迎えるにあたり、新たに第3次恵那市環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画では、令和7年に策定された第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）の将来像を環境面から実現するための計画と位置付けており、「自然とともに ひととまちが輝く 活力あふれる恵那～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～」を基本理念とし、4つの基本目標を定め、令和8年度から令和11年度までの環境施策を展開しています。

しかしながら、現在、地球温暖化の進行により、その対策は従来よりも遙かに重要性を増し、世界規模での取り組みが求められています。また2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、世界中の国家や企業の取り組む指針となっており、当市の環境施策に関する取り組みとも多くが重なる部分があります。

こうした中、国では令和6年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、そこでは、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

また、岐阜県においても、令和7年3月に「第7次岐阜県環境基本計画」を策定し、「脱炭素社会ぎふ」の実現、資源循環型社会の形成、美しく豊かな環境との共生、安全・安心な生活環境の確保、未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容といった5つの基本施策を打ち出し、各基本施策に掲げる目指すべき将来像の実現を目指すとしています。

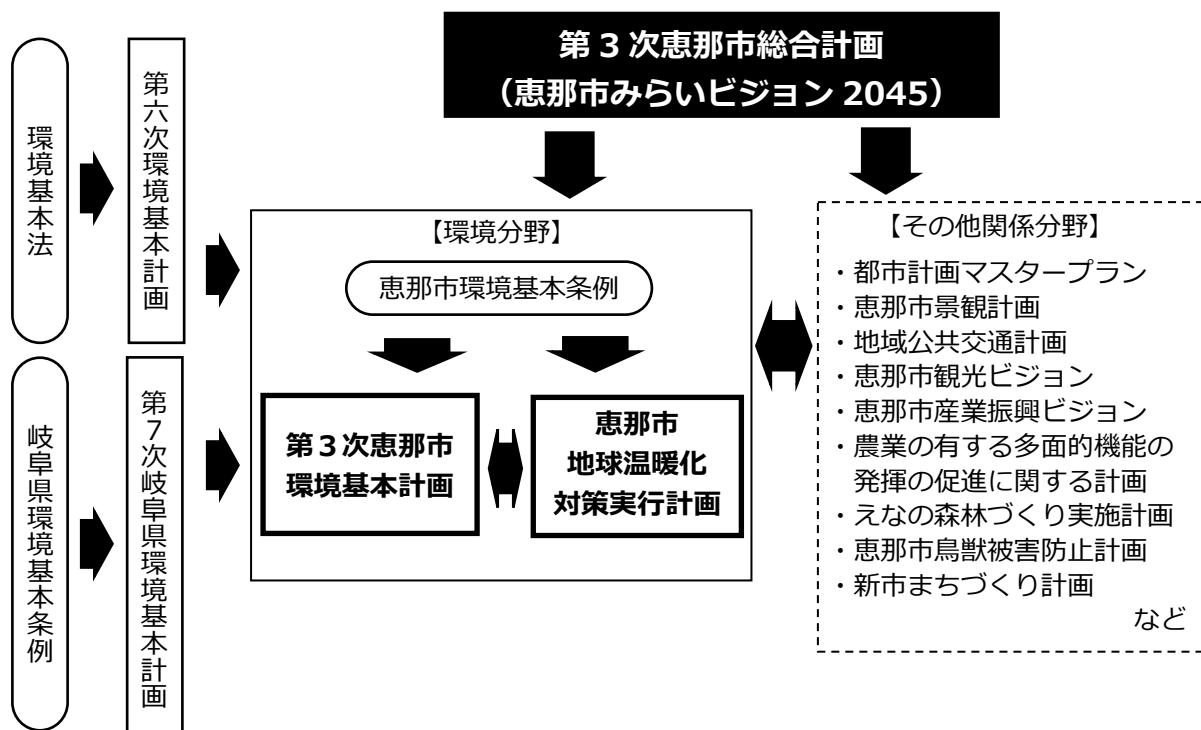
これらの、国際情勢の変化や国や県の新たな取り組みに加え、「第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）」が令和8年度に策定され、基本構想は令和27年度までの期間とされ、取組の柱、取り組み、目標指標などを定めた基本計画が令和8年度から4年ごとに見直しされるよう改正されました。また、当地域では、リニア中央新幹線が開業を目指して工事が本格化しています。こうした状況を踏まえ、第3次恵那市環境基本計画で定める基本理念を実現するため、計画策定を行うこととします。

1-3 計画の位置づけ・役割

本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本的な考え方を定めた恵那市環境基本条例第7条に基づく、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。さらに、まちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画である第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）における理念や将来像を環境面から実現するための計画です。

また、国の環境基本法に基づく第六次環境基本計画、岐阜県の岐阜県環境基本条例に基づく第7次岐阜県環境基本計画を参照するとともに、令和8年3月に策定される第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）や本市の各種関連計画との整合を図りながら策定をしています。

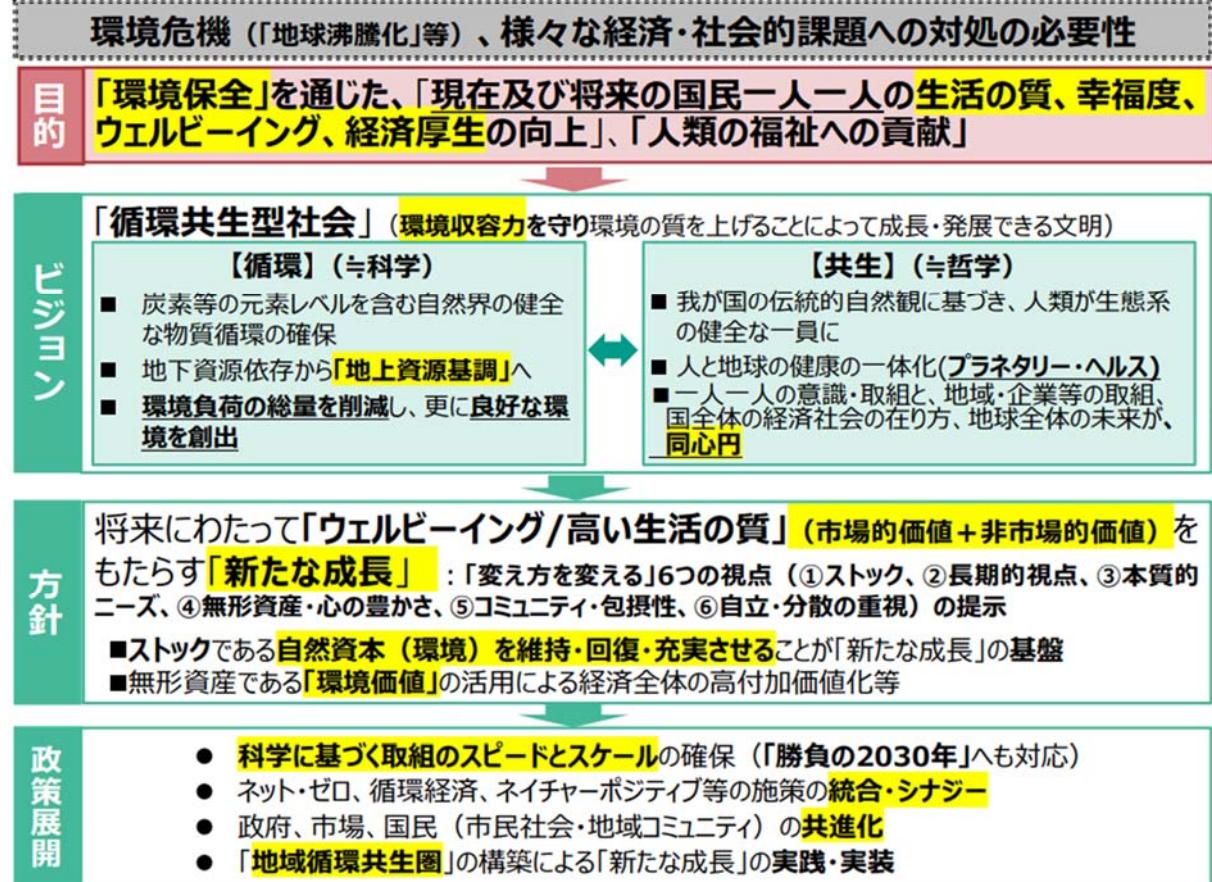
特に、地球温暖化対策としては、令和4年3月に策定された「恵那市地球温暖化対策実行計画」と、本計画と同時に取り組むこととします。



■ 国の第六次環境基本計画

令和6年5月に国が策定した「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしているとともに、今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています。

第六次環境基本計画の基本的考え方・構成



出典：環境省「第六次環境基本計画」

1-4 計画の期間

本計画の期間は、第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）基本計画の期間と合わせて、令和8年度から令和11年度までの4年間です。



1-5 計画の対象

本計画は、市の行政区域全体を対象範囲とします。また、計画の対象となる環境の範囲を以下のとおりとします。

分野	対象となる環境
自然環境	森林、農地、河川やため池等の水辺地、動植物・生態系 など
生活環境	生活公害、生活排水・事業排水、都市公園、交通、景観、防災・減災 など
循環型社会	ごみ処理、不法投棄、食品ロス など
脱炭素社会	地球温暖化、エネルギー、気候変動に対する適応 など

第2章 環境の現状と課題

2-1 恵那市の概要

2-2 自然環境

2-3 生活環境

2-4 脱炭素社会

2-5 循環型社会

2-6 環境に関する市民意識

2-7 環境の強みと今後の課題

2-1 恵那市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、岐阜県の南東部に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村、根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県豊田市、北は八百津町、白川町に接しています。

市域は、東西 32km、南北 36km、面積は 504.24km² で、その約 77%を山林が占めています。海拔は 179m から 1,709m で、市北部には笠置山、南東部には焼山をはじめとして標高 800m～1,200m 前後の山々が連なり、市街地の北部を木曽川が、また南端を矢作川が流れ、美しい山や川に囲まれています。

気候は、太平洋側気候の影響を受ける準内陸型の気候です。夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しくて、降雪は少量、年間を通じて比較的安定した気候です。

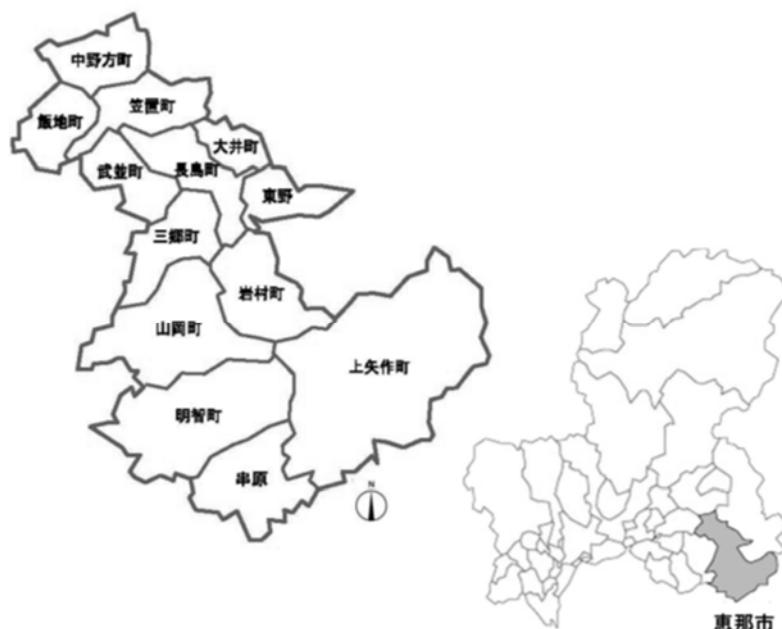


図 恵那市の位置図及び地域区分

(2) 沿革

恵那地域は、明治 22 年の町村施行後、明治の大合併を経て、昭和 28 年の「町村合併促進法」により、昭和 29 年、8 カ町村（大井町、長島町、東野村、三郷村、武並村、笠置村、中野方村、飯地村）が合併し「恵那市」となりました。恵南では、明知町と静波村、三濃村の一部および吉田村が合併し明智町に、岩村町と本郷村が合併し岩村町に、遠山村と鶴岡村が合併し山岡町に、上村と下原田村が合併し上矢作町となり、恵那地域は、恵那市・中津川市・恵那郡（11 町村）となりました。

その中で、特に恵那市と恵南地域（岩村・山岡・明智・串原・上矢作）は、幕藩時代岩村三万石の松平氏、旗本明知遠山氏が治めた地域が大半であることから、古くから、歴史的、文化的にまた経済的にも深く関わりを持ってきました。

近年では、恵那峡や中山道などに代表される恵那、城下町の岩村、特産品の細寒天による山岡、大正村の明智、温泉の串原、モンゴル村による上矢作など、地域特性を前面に出した個性的なまちづくりを進める一方で、広域的なつながりも深めてきました。

こうした中で、少子高齢化の進行、地方分権一括法による分権型行政システムへの移行など、社会情勢の急激な変化と多様化とともに、高度化する住民ニーズに適切に対応することが求められ、より充実したきめ細かな住民サービスを提供するため、住民生活に関わるさまざまな分野において、スケールメリットを生かし、人的・財政的基盤を強化する必要性が高まってきました。

そこで、平成14年に恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町の6市町村による「任意合併協議会」が、平成15年には「法定合併協議会」が設置され、各種事務事業などの擦り合わせとともに住民説明会を重ね、平成16年10月25日に新設合併方式により現在の「恵那市」が誕生しました。

本市では、地域自治区制度を導入し、市内13地域に地域自治区を設置して自立した地域社会の実現と地域自治力の向上を図るため、自らが地域課題の解決に向けて多様な主体と情報を共有して協力、連携を図りながら、地域の特性を生かしたまちづくり活動を進めています。

(3) 人口・世帯数

人口減少、少子高齢化が続く中、第3次恵那市総合計画の基本構想の最終年度となる2045年の総人口は約3.1万人となることが推計されています。

令和2年（2020年）国勢調査の実績値および国立社会保障・人口問題研究所による推計をベースとしたコーホート要因法（※）による推計を行いました。

※コーホート要因法：各コーホート（=同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（=出生と死亡）および「純移動」（=転入と転出）の2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法

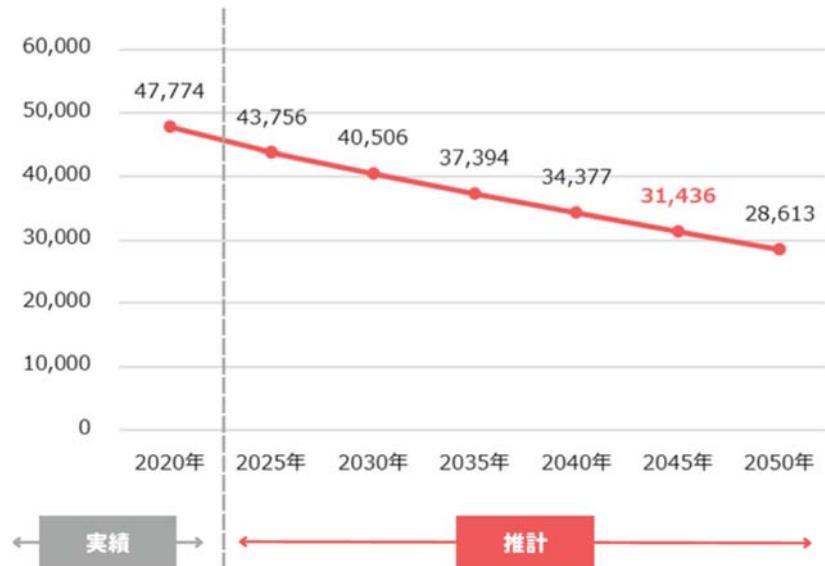


図 恵那市の将来人口推計

出典：「第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）」

(4) 産業構造

産業構造として、産業別事業所数をみてみると、卸売・小売業が21.6%と最も多く、次いで、宿泊業、飲食サービス業が12.5%、製造業が11.2%の順となっています。

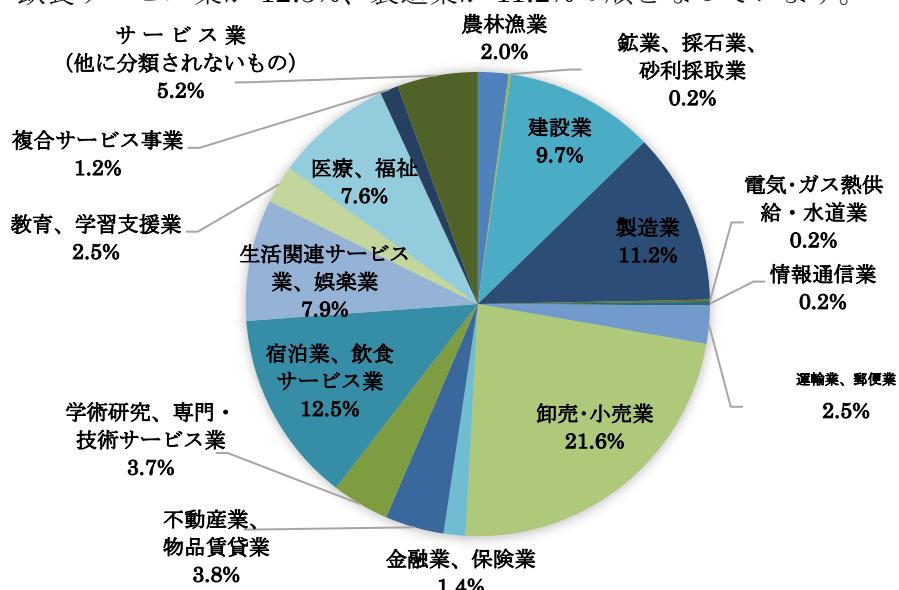


図 恵那市の産業別事業所数

出典：恵那市「令和6年版恵那市統計書」

2-2 自然環境

(1) 気象

本市の月別平均気温（平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の平均値）は、最低が 1.7°C（1 月）、最高が 26.5°C（8 月）です。月別平均降水量（平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の平均値）は、7 月に 297.8mm と多くなっています。

岐阜地方気象台（岐阜市）での明治 16（1883）年から令和 6（2024）年までにおける観測では、100 年間あたりの変化で、年平均気温が約 1.9°C（日本全体：1.4°C の上昇）の割合で上昇、真夏日日数は、約 19 日の割合で増加（日本全体：9 日の増加）、熱帯夜日数は約 22 日の割合でそれぞれ増加（日本全体：20 日の増加）し、冬日日数は約 32 日の割合で減少（日本全体：18 日の減少）しており、いずれも日本全体の変化割合を上回っています。

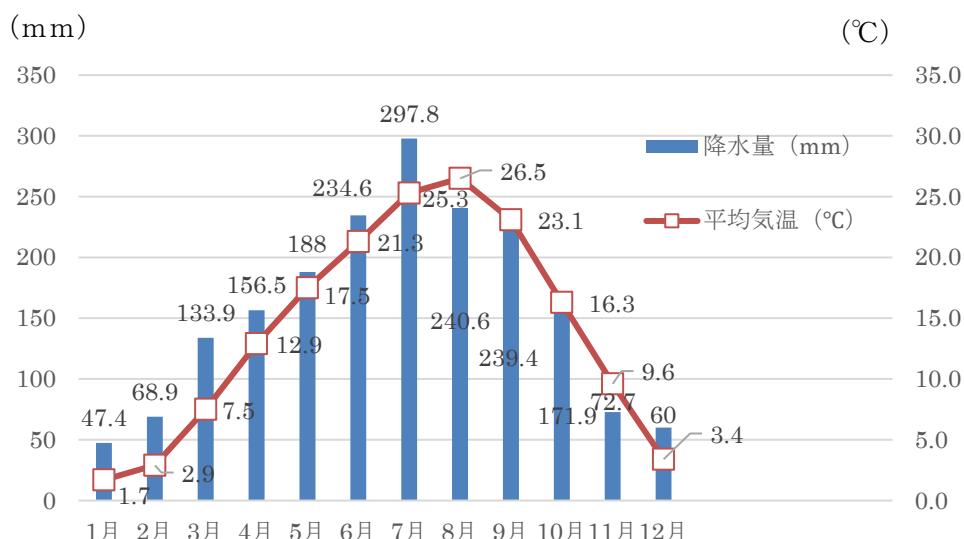


図 月別平均降水量と平均気温（平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の平均値）

出典：気象庁「岐阜地方気象台観測データ」

岐阜 年平均気温 1883-2024年

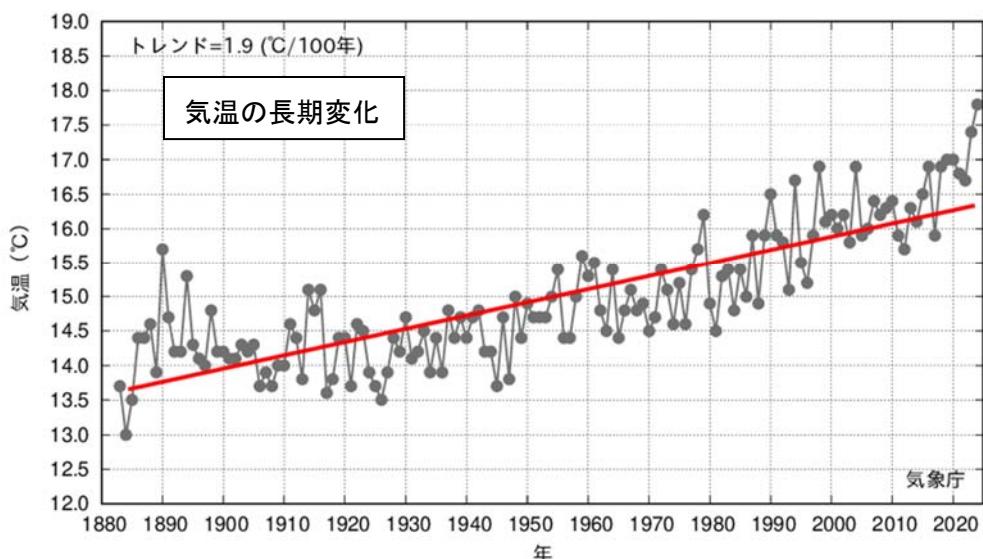


図 年平均気温偏差の推移（岐阜地方気象台）

出典：東京管区気象台「気候変化レポート 2025 ～関東甲信・北陸・東海地方～」

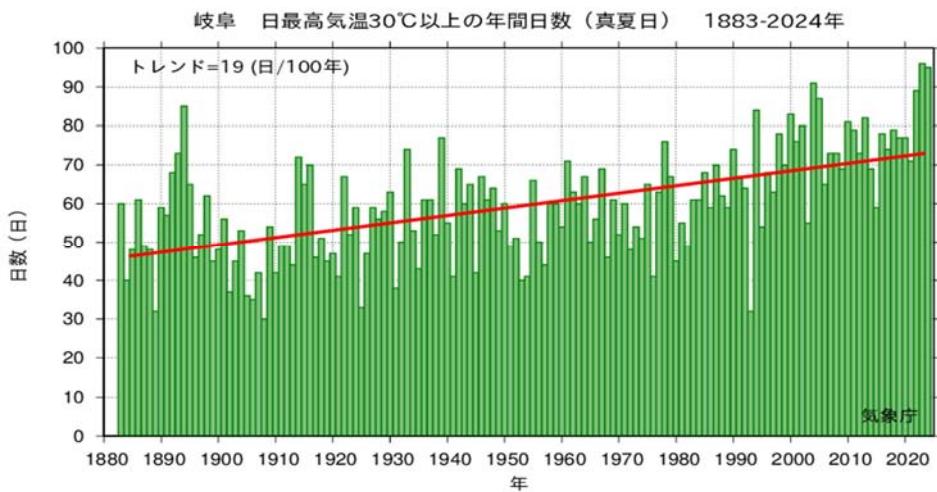


図 日最高気温 30°C以上（真夏日）の年間日数の推移（岐阜地方気象台）

出典：東京管区気象台「気候変化レポート 2025－関東甲信・北陸・東海地方－」

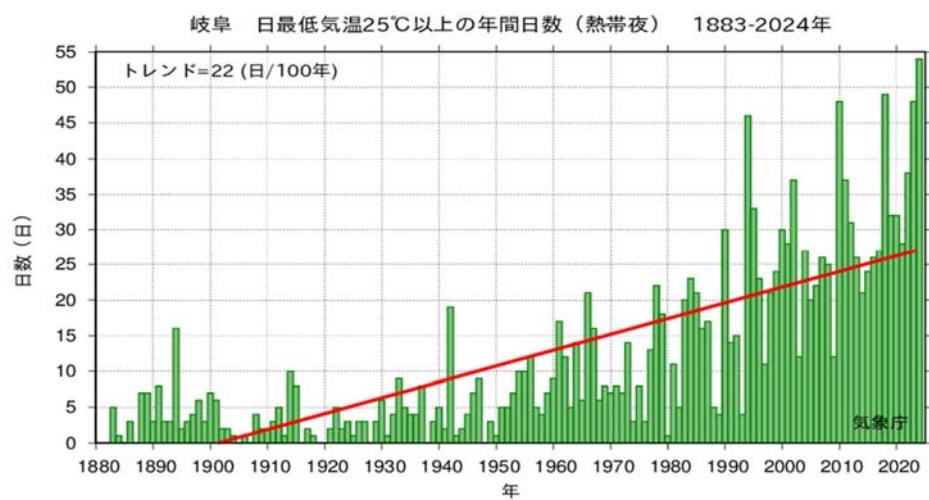


図 日最低気温 25°C以上（熱帯夜）の年間日数の推移（岐阜地方気象台）

出典：東京管区気象台「気候変化レポート 2025－関東甲信・北陸・東海地方－」

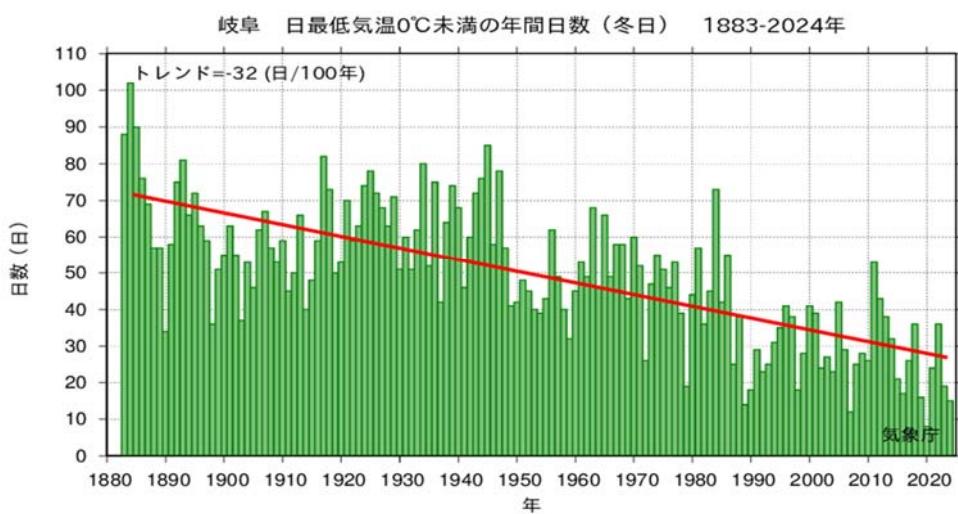


図 日最低気温 0°C未満の（冬日）の年間日数の推移（岐阜地方気象台）

出典：東京管区気象台「気候変化レポート 2025－関東甲信・北陸・東海地方－」

(2) 土地利用

令和4年度の地目別土地利用面積をみると、本市の総面積50,424haのうち、森林が76.5%にあたる38,581haを占めています。

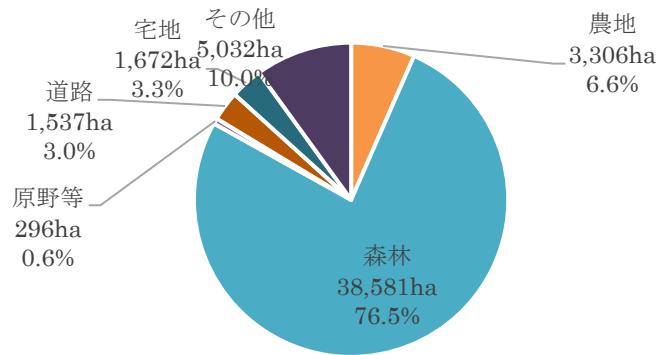


図 地目別土地利用面積の推移 (10月1日現在)

出典：岐阜県「令和4年岐阜県統計書（県都市政策課）」

(3) 森林

本市の林家数は減少しており、保有山林面積、林家あたり保有山林面積は横ばいで推移しています。岐阜県と比較し、人工林の占める割合が多くなっています。市内の森林は天然林よりも人工林の割合が多いため、森林を維持するには間伐などの手入れを継続していく必要があります。

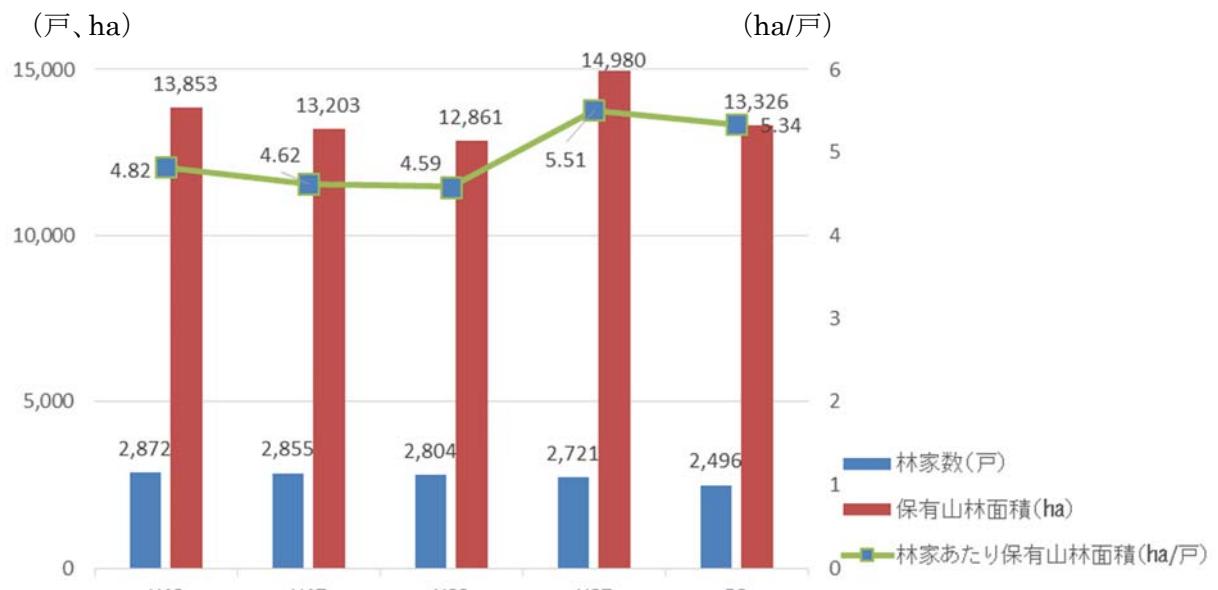


図 林業の動向(各年2月1日現在)

出典：農林水産省「農林業センサス」

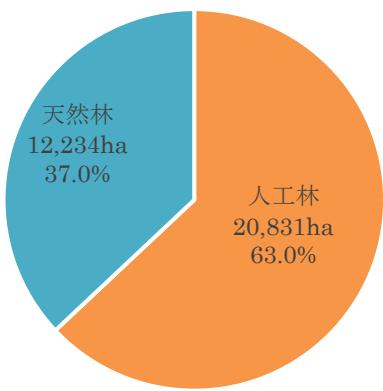


図 恵那市民有林での天然林割合

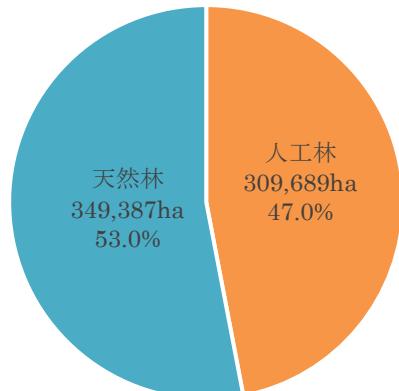


図 岐阜県民有林での天然林割合

注) 森林面積には、無立木地、竹林は含んでいない。
出典：岐阜県「令和6年岐阜県統計書（県林政課）」

森林は、樹木を育む以外にも多くの機能を有しています。生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの機能を通じて、森林は私たちの生活と深く関わっています。

表 森林の有する多面的機能

森林の多面的機能	公益的機能	環境保全機能	1. 水源かん養（洪水緩和、水資源貯留、水質浄化）	
			2. 土砂災害防止（表面浸食防止、表層崩壊防止、その他土砂災害防止、防風）	
			3. 快適環境形成（気候緩和、大気浄化、快適環境生活形成）	
			4. 生物多様性保全（遺伝子保全、生物種保全、生態系保全）	
			5. 地球環境保全（地球環境の緩和、地球の気候安定）	
	保健休養・文化機能		6. 保健・レクリエーション（療養、保養、行楽、スポーツ）	
			7. 教育文化（景観、風致、学習・教育、芸術、宗教・祭礼、伝統文化、地域性維持）	
	物質生産機能		8. 林産物生産（木材、きのこ、山菜、工業原料、工芸材料）	

出典：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかる農業および森林の多面的な機能の評価について」

(4) 農地

経営耕地面積は、年々減少傾向にあります。また、耕作放棄地は平成12年以降大きく増加しています。農家数も年々減少しており、特に第2種兼業農家が大きく減少し、自給的農家が増加しています。一方で、専業農家や第1種兼業農家はほぼ横ばいで推移しています。

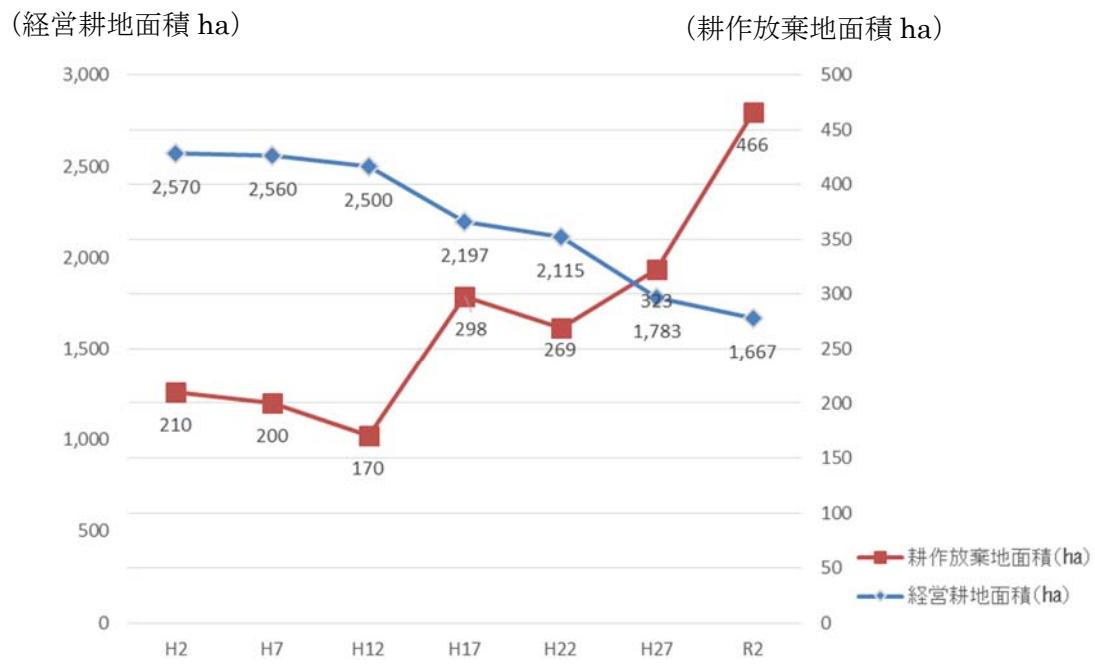


図 経営耕作面積及び耕作放棄地面積の推移

出典：農林水産省「農林業センサス」 R2 の耕作放棄地面積のみ恵那市農業委員会調べ

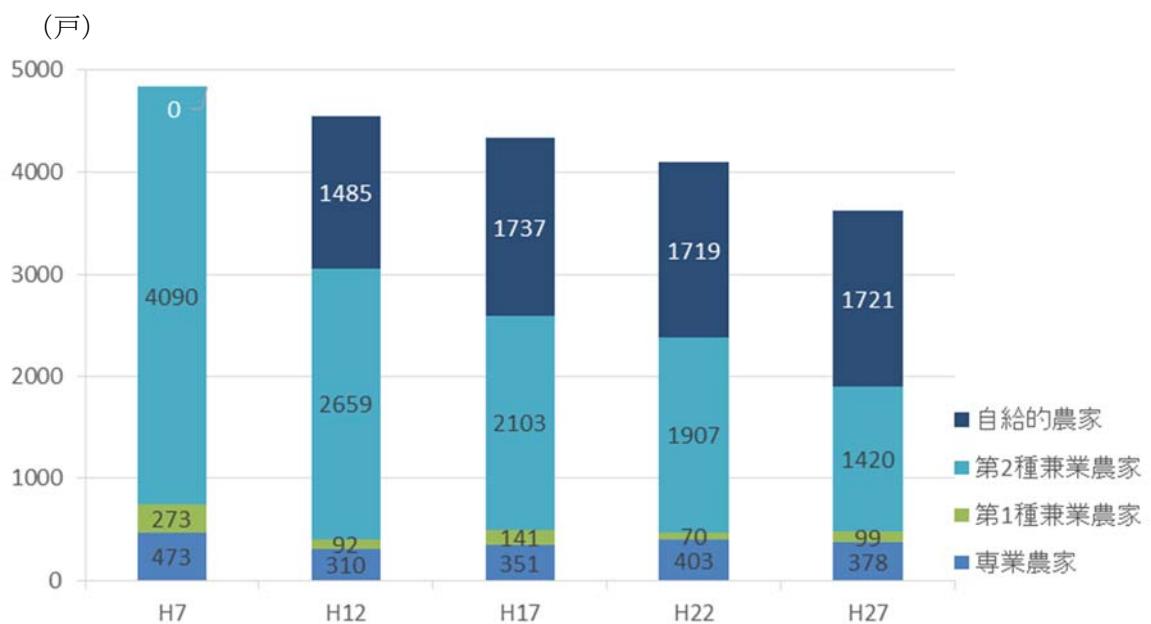


図 農家数の推移

注) 自給的農家は H12 の農林業センサスから統計を開始 表記分類は H27 で集計終了

出典：農林水産省「農林業センサス」

(5) 動植物・生態系

本市には、飛騨木曽川国定公園、恵那峡県立自然公園、胞山（えなさん）県立自然公園（の一部）が指定されています。

また、岐阜県では、「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域および緑地環境保全地域を指定しており、市内には緑地環境保全地域が2カ所あります。

環境省の「重要里地里山500」では、屏風山の南東の瑞浪市と跨る「田代山、黒の田湿地」が生物多様性保全上重要な場所として登録されています。

このような公園や地域は、生物多様性を保全する拠点として位置づけられます。



図 自然公園・環境保全地域

表 自然公園・環境保全地域の指定状況

指定区分	名称	全体面積 (ha)	指定年月日	特徴
		うち特別地域面積 (ha)		
国定公園	飛騨木曽川	18,074.00	S39.3.3	飛騨川・木曽川沿いの奇岩・渓谷美
		—	H元.6.7	
県立自然公園	恵那峡	1,505.00	S29.9.14	恵那峡を中心とする渓谷美
		319.00		
緑地環境保全地域	胞山	5,027.00	S29.9.14 S35.8.30 H16.3.18	高原・湖が一体となった自然景観美
		455.00		
	天瀬山	68.20	S48.3.31	アカマツの大径木などの良好な緑地
		10.50		
	大船神社	7.05	S54.3.30	老齢巨木のスギ林を主体とした良好な緑地
		6.88		

本市は、周伊勢湾要素植物の分布域にあり、分布がほぼ東海地方に限られる植物や、寒冷地性の植物などをみることができます。

ここでは、岐阜県のレッドデータブックや、環境省のレッドリスト、環境保護団体の調査結果等を元に、恵那市周辺に生息・生育しているとされる貴重な自然環境要素について整理しました。

以下の重要な動植物は、多様な動植物と一緒に生息・生育するものであるため、絶滅の進行は生物多様性の低下につながります。

表 恵那市周辺に生息・生育している貴重な自然環境要素

重要な植物	シデコブシ、ヒツツバタゴ、ハナノキ、ミズスギ、ミカワシオガマ、ヒメコウホネ、フクジュソウ、セッコク、アゼオトギリ、ミカワバイケイソウ、シラタマホシクサ、ミズトンボ、カザグルマ、イシモチソウ、フジバカマ、トチカガミ、カキツバタ、ウンヌケ、ナガエミクリ、マメヅタラン、エビネ、サギソウ、トキソウ、コモウセンゴケ、シラヒゲソウ、クリンソウ、ホッスモ、キキヨウ、ヒダアザミ、ナツエビネ、キンラン
重要なほ乳類	ニホンテングコウモリ、カヤネズミ、ヒメヒミズ、ミズラモグラ
重要な鳥類	アカモズ、ミゾゴイ、クマタカ、アオバズク、ヤマセミ、アカショウビン、コサメビタキ、サンコウチョウ、サシバ、ヨタカ、サンショウクイ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、オシドリ、ツミ、アオバト、ハリオアマツバメ、トラツグミ
重要な両生類・ は虫類	イシガメ、ブチサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ニホンアカガエル、ナガレタゴガエル、モリアオガエル
重要な魚類	ホトケドジョウ、サツキマス、ドンコ、オオヨシノボリ
重要な昆虫類	マダラナニワトンボ、チャマダラセセリ、ヒメヒカゲ、ゴマシジミ、ウラナミジャノメ、クロヒカゲモドキ、ゲンゴロウ、クロミドリシジミ、ツマグロキチヨウ、ヒメタイコウチ、ミドリシジミ、ハヤシミドリシジミ、オオヒカゲ、ギフチヨウ、グンバイトンボ、ギンイチモンジセセリ、ヒメシジミ、アカマダラコガネ、ホンサンエ、トラフトンボ、トラフカミキリ、セダカコブヤハズカミキリ、タニグチコブヤハズカミキリ、ミヤマチャバネセセリ、フジミドリシジミ、シラユキコヤガ、オグマサンエ、フタスジサンエ、マルタンヤンマ、エゾスジヨトウ、モウセンゴケトリバ
重要な貝類	オカノマイマイ、オクガタギセル、タカキビ、ミドリベッコウ

出典：岐阜県「岐阜県レッドデータブック」及びシデコブシ保存会調査結果より

2-3 生活環境

(1) 公害苦情

令和6年度の公害苦情件数は、いわゆる典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）の苦情は18件で、典型7公害以外では、不法投棄の通報が23件、空き地の除草に関する相談が16件でした。傾向として平成26年度の48件以降毎年苦情件数が増加しています。内訳を見ると空き地の除草や不法投棄の通報に関することが毎年大きな割合を占めています。土壤汚染、地盤沈下に関する苦情は最近ではありませんでした。また、悪臭に関する苦情の多くは野外焼却に関するものでした。

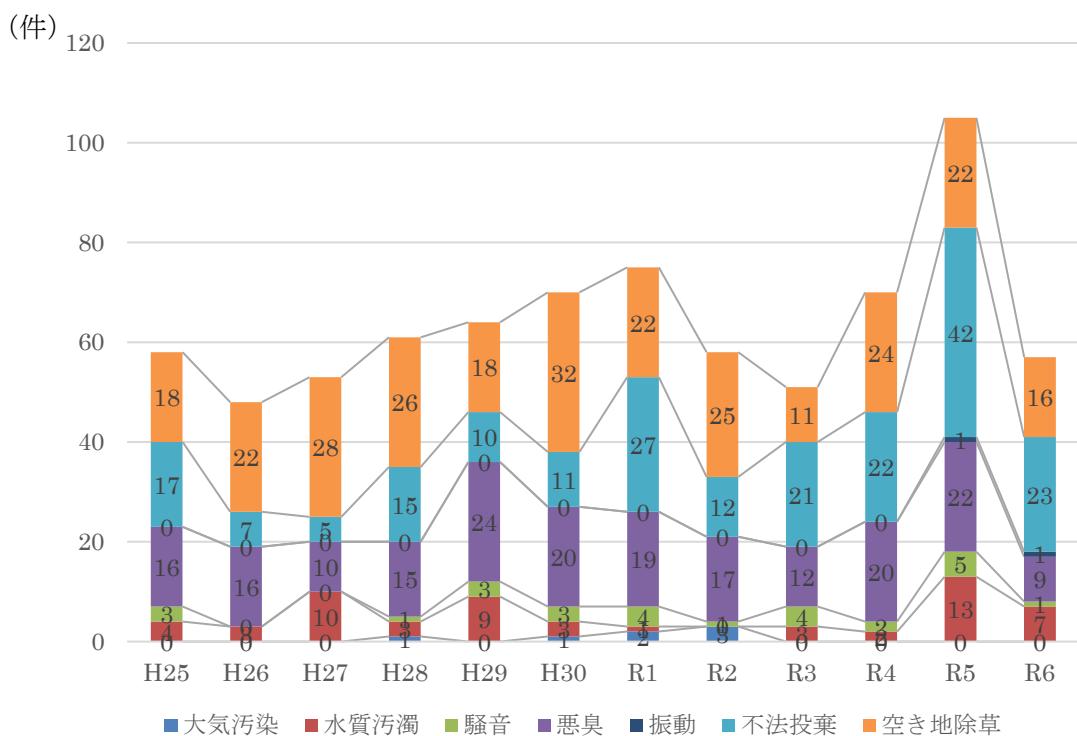


図 公害苦情件数の推移

出典：恵那市「恵那市の環境（令和7年版）」

(2) 大気環境

恵那市の大気汚染に関する測定は、県が令和元年から恵那市総合庁舎（長島町正家後田1067-1）において常時測定を行っています。

二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質です。通常は主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生し、その主な発生源は、工場・事業所のばい煙生施設です。

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	基準値を超えた日数とその割合		基準値の適合
				(日)	(%)	
R1	364	8,700	0.000	0	0.0	○
R2	361	8,655	0.000	0	0.0	○
R3	361	8,637	0.000	0	0.0	○
R4	362	8,662	0.000	0	0.0	○
R5	363	8,682	0.000	0	0.0	○
R6	363	8,668	0.000	0	0.0	○

出典：恵那市「恵那市の環境」

基準値を満たすとは、測定時間が年間 6,000 時間以上、基準値である日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、基準値を超えた日数が年間を通じて 2%以下であること。

二酸化窒素

大気中の二酸化窒素のような窒素酸化物は、物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものとがあります。発生源として、工場・事業所のばい煙発生施設や自動車があります。

	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	基準値を超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値 (ppm)	基準値の適合
				(日)	(%)		
年度							
R1	364	8,698	0.007	0	0.0	0.014	○
R2	361	8,654	0.006	0	0.0	0.014	○
R3	363	8,674	0.006	0	0.0	0.013	○
R4	363	8,674	0.006	0	0.0	0.012	○
R5	263	6,309	0.006	0	0.0	0.015	○
R6	363	8,668	0.005	0	0.0	0.013	○

出典: 恵那市「恵那市の環境」

基準値を満たすとは、測定時間が年間6,000時間以上、基準値である日平均値の年間98%値が0.004ppm～0.006ppmのゾーン内かゾーン以下であること。

浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10 μ m以下のものをいいます。自動車の排ガスや工場のばい煙に加え、微小な黄砂粒子なども含まれるため、黄砂が観測された日に高値を示すことがあります。

	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	基準値を超えた日数とその割合		基準値の適否
				(日)	(%)	
年度						
R1	364	8,735	0.012	0	0.0	○
R2	361	8,683	0.011	0	0.0	○
R3	363	8,700	0.010	0	0.0	○
R4	361	8,678	0.011	0	0.0	○
R5	364	8,733	0.010	0	0.0	○
R6	358	8,602	0.011	0	0.0	○

資料: 恵那市「恵那市の環境」

基準値を満たすとは、測定時間が年間6,000時間以上、基準値である日平均値0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続せず、基準値を超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、いわゆる光化学スモッグの原因物質とされます。

年度	昼間測定日数(日)	昼間測定時間(時間)	昼間年平均値(ppm)	基準値を超えた時間数とその割合		昼間の1時間値の最高値年平均値(ppm)	日最高1時間値の年平均値(ppm)	基準値の適否
				(時間)	(%)			
R1	366	5,458	0.032	417	7.6	0.115	0.048	×
R2	365	5,426	0.032	380	7.0	0.124	0.047	×
R3	365	5,431	0.031	203	3.7	0.106	0.046	×
R4	365	5,447	0.031	306	5.6	0.091	0.047	×
R5	366	5,455	0.032	290	5.3	0.106	0.047	×
R6	365	5,436	0.032	251	4.6	0.093	0.046	×

資料：恵那市「恵那市の環境」

基準値を満たすとは、1時間値が 0.06ppm 以下 (0.06ppm を超えた時間数がゼロ) であること。

微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が概ね $2.5\text{ }\mu\text{m}$ の粒子をいいます。発生源としては、ディーゼルエンジン。工場・事業場での燃料の燃焼から発生するものと、ガス状で排出された硫黄酸化物や窒素酸化物といった大気汚染物質が大気中での化学変化により発生するものがあります。

年度	有効測定日数(日)	年平均値($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	短期基準を超えた日数とその割合		基準値の適否
				(日)	(%)	
R1	364	8.8	23.3	0	0.0	○
R2	361	8.0	24.1	1	0.3	○
R3	363	7.3	16.2	0	0.0	○
R4	363	7.5	17.2	0	0.0	○
R5	364	7.5	17.5	0	0.0	○
R6	359	7.9	17.3	1	0.3	○

資料：恵那市「恵那市の環境」

基準値を満たすとは、有効測定日数が年間 250 日以上、年平均値が $15\text{ }\mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下 (長期基準)、かつ、日平均値の年間 98% 値が $35\text{ }\mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下 (短期基準) であること。

(3) 水環境

水質汚濁に関する環境基準のうち、類型指定を受けた河川における生物化学的酸素要求量(BOD)の適合状況は下表のとおりです。

上村川は、恵那市内で唯一の類型 AA であり、もっとも厳しい基準値となっています。

令和6年度における本市の環境基準適合に係る BOD の達成率は、18か所の調査地点のうち 18か所全て環境基準を満たし 100%達成しました。

河川別 BOD の環境基準達成状況

河川名	採水個所	令和4年度			令和5年度			令和6年度			類型指定	
		75%評価 X/Y	75%値 (mg/L)	達成 状況	75%評価 X/Y	75%値 (mg/L)	達成 状況	75%評価 X/Y	75%値 (mg/L)	達成 状況		
木曾川水系	阿木川	天神橋	0/6	0.9	○	0/6	0.9	○	0/6	0.8	○	A
		両島橋	0/12	1.3	○	0/12	0.9	○	0/12	1.0	○	
		神之木橋	0/12	1.3	○	0/12	1.6	○	0/12	1.4	○	
		中電取水口付近	0/12	1.5	○	0/12	1.4	○	0/12	1.5	○	C
		木曾川合流前	0/12	1.4	○	0/12	1.7	○	0/12	1.7	○	
庄内川水系	木曾川	笠置橋	0/6	1.1	○	0/6	0.8	○	0/6	1.1	○	A
		中野方川	中央橋	0/6	1.4	○	0/6	0.8	○	0/6	1.1	○
		野瀬橋	0/6	1.2	○	0/6	0.7	○	0/6	1.1	○	A
		巴橋	0/6	0.9	○	0/6	0.5	○	0/6	0.9	○	
		土岐川	浜松橋	0/6	1.3	○	0/6	1.0	○	0/6	1.6	○
矢作川水系	庄内川	折坂橋	0/6	1.6	○	0/6	1.0	○	1/6	1.8	○	A
		藤川合流前	0/6	1.5	○	0/6	1.0	○	0/6	1.1	○	
		瑞浪市境	0/6	1.2	○	0/6	0.6	○	0/6	1.1	○	
		小里川	広瀬橋	0/6	1.9	○	0/6	1.4	○	0/6	0.9	B
		阿妻川	阿妻才坂合流点	0/6	1.8	○	0/6	1.1	○	0/6	0.7	○
明智川	明智川	交番裏合流点下	0/6	0.9	○	0/6	1.4	○	0/6	0.7	○	A
		出合橋合流点下	0/6	1.6	○	0/6	1.2	○	0/6	0.8	○	
		上村川	鶴鳩橋	3/6	1.7	×	2/6	1.3	×	0/6	0.7	○

※Xは基準値を超えた回数、Yは検査回数

出典：恵那市「恵那市の環境（令和7年版）」

※類型別の環境基準について

類型	利用目的の適応性	BOD 基準値
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/l以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/l以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/l以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/l以下
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/l以下
E	工業用水3級、環境保全	10mg/l以下

(4) 騒音・振動・悪臭

本市では、騒音の現況を把握するため、年1回、一般地域6か所で騒音調査を実施しています。地域類型A及び地域類型Bの昼間の環境基準は55dB以下ですが、山岡町下九号組集会所を除いて基準を満たしていませんでした。また、地域類型Cの長島町中野児童公園、山岡町恵南グリーンセンターにおいては、昼間60dB以下の環境基準を満たしています。

測定場所	測定時間	等価騒音レベル (L _{Aeq})			地域類型 環境基準	単位：デシベル
		4年度	5年度	6年度		
長島町 文化センター駐車場	午前 午後	49.8 55.6	51.4 51.9	52.7 56.5	A 以下	
長島町 中野児童公園	午前 午後	48.4 44.5	42.0 41.3	44.1 57.8	C 以下	
武並町 JA 東美濃恵那西支店	午前 午後	58.7 55.1	57.4 53.1	55.0 52.1	B 以下	
山岡町 下九号組集会所	午前 午後	40.5 45.8	39.3 40.0	43.8 44.9	B 以下	
山岡町 恵南グリーンセンター	午前 午後	58.4 57.6	58.7 57.0	56.5 56.3	C 以下	
山岡町 新中田コミュニティ	午前 午後	39.9 39.6	39.3 40.1	58.4 40.1	B 以下	

測定日：令和4年11月30日、令和5年11月22日、令和6年11月19日

振動に関しては、「振動規制法」に基づき、振動を発生する工場・事業所の施設を特定施設に指定し、監視・指導を行っています。令和6年度末時点の特定事業所数は下表のとおりです。

表 振動関係の業種別特定事業場数

令和7年3月31日現在		
施設の種類	施設数	工場数
金属加工機械	323	35
圧縮機	303	61
土石用破碎機等	231	56
織機	3	1
建設用資材製造機械	4	2
木材加工機械	16	13
印刷機械	47	13
ゴム練用ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	206	10
鋳型造型機	3	1
合 計	1,136	192

出典：恵那市「恵那市の環境（令和7年版）」

(5) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与える恐れがあると指摘されています。本市では、定期的に大気及び土壤を測定し、ダイオキシン類による汚染の状況を監視しています。近年の測定結果をみると、各調査地点において、大気と土壤のいずれも環境基準に適合しています。

[表 3-5-1] ダイオキシン類測定結果（一般地域）

項目	年度	調査地点	採取日	結果	基準値
大気	4	恵那市役所	R5.2.6-2.13	0.0096pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
	5	恵那市役所	R6.1.15-1.22	0.0096pg-TEQ/m ³	
	6	恵那市役所	R7.2.5-2.12	0.0039pg-TEQ/m ³	
土壤	4	まきがね公園	R5.2.7	1.7pg-TEQ/g-dry	1,000pg-TEQ/g
	5	まきがね公園	R6.2.13	1.5pg-TEQ/g-dry	
	6	まきがね公園	R7.2.3	0.92pg-TEQ/g-dry	

[表 3-5-2] ダイオキシン類測定結果（発生源周辺）

発生源	項目	調査地点	4年度	5年度	6年度	基準値
1エコセンター 恵那	大気	リサイクルセンター	0.0073	0.0057	0.0067	0.6
		上本郷集会所	0.0049	0.0051	0.0094	
	土壤	武並神社	0.44	0.69	0.16	1000
		リサイクルセンター	4.0	4.4	4.0	

(6) 生活排水処理

水洗化率及び合併浄化槽普及率は、微増で推移しています。

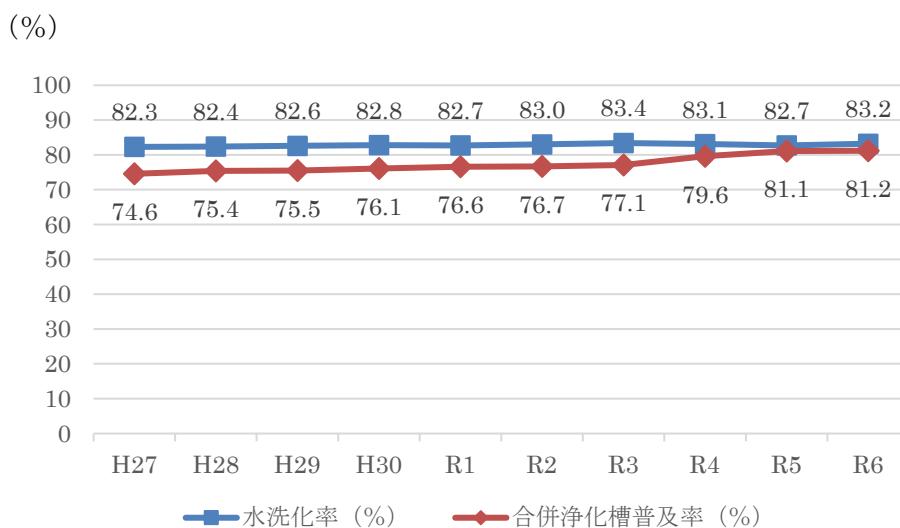


図 合併浄化槽の普及率

資料：恵那市 上下水道課

(7) 都市公園

本市では、長島町と大井町に、計 15 か所の都市公園が整備されています。
最近では令和 6 年度にその他公園として 4 公園が新たに整備されました。

表 都市公園一覧

名称	住所
まきがね公園	恵那市長島町中野 1269 番地 389
阿木川公園	恵那市長島町正家二丁目 117 番地先
中央公園	恵那市大井町 200 番地 8
中野公園	恵那市長島町中野 475 番地 20
うとう公園	恵那市長島町正家一丁目 8 番地 1
マロニ工公園	恵那市長島町正家三丁目 6 番地 1
ほりた公園	恵那市長島町二丁目 4 番地 6
まきもと公園	恵那市長島町正家一丁目 6 番地 2
学頭公園	恵那市大井町 1135 番地 2
ふれあいひろば	恵那市長島町中野二丁目 2 番地 4
神田公園	恵那市長島町中野一丁目 6 番地 1
大崎公園	恵那市長島町中野二丁目 10 番地
中山道大井宿広場	恵那市大井町 210 番地 1
中曾根公園	恵那市長島町正家三丁目 11 番地
道垣外公園	恵那市長島町正家三丁目 23 番地

表 その他公園一覧

名称	住所
みさとふれあい広場	恵那市三郷町野井 1736 番地 239
武並わくわくパーク	恵那市武並町竹折 1648 番地 259
中野方ひまわり公園	恵那市中野方町 2337 番地 1
リバーパークかみやはぎ	恵那市上矢作町漆原 932 番地 1

(8) 自動車保有台数

令和 6 年度末における世帯あたり自動車保有台数の岐阜県、全国との比較結果をみると、全国的にも高い岐阜県（全国で 9 番目）において、本市はその平均値をやや下回るものの、自動車への依存度が高い地域であることが分かります。



図 自動車保有台数（乗用車）と世帯あたり自動車保有台数の推移

出典：恵那市「恵那市統計書」

表 世帯あたり自動車保有台数の比較（令和6年度）

	自動車保有台数	世帯数	世帯あたり 自動車保有台数
恵那市	31,878	19,936	1.599
岐阜県	1,303,032	797,299	1.634
全国	62,335,537	60,779,141	1.025

出典：恵那市「恵那市統計書」及び（一社）自動車検査登録情報協会

（9）鉄道の利用

本市の鉄道の駅別の一日の平均利用者数は、JRの2駅については、減少傾向となっており、明知鉄道の各駅については、近年では通学定期の補助により下げ止まりの傾向が見られます。

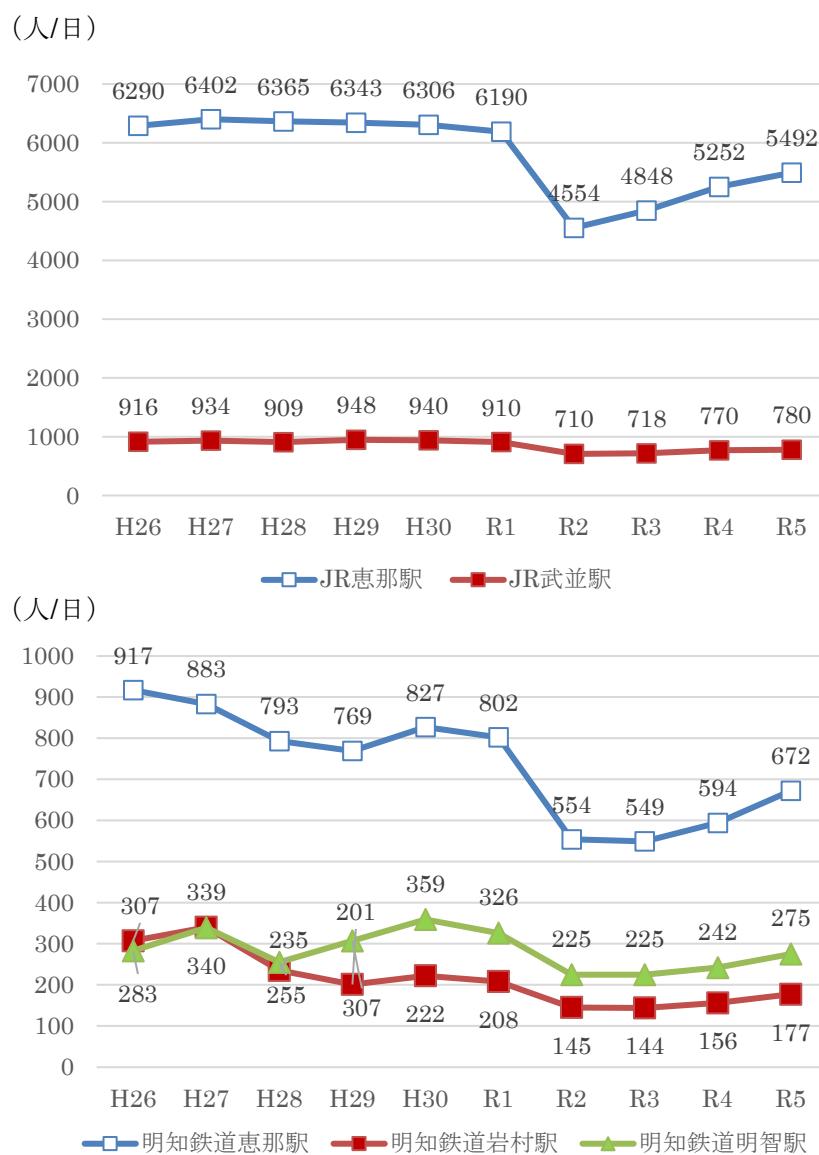


図 鉄道利用者数の推移

出典：恵那市「令和6年版恵那市統計書」

(10) 天然記念物

本市における文化財（国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財）のうち、天然記念物は、令和6年度末時点で下表のとおり 66 点が指定登録されています。

表 恵那市の指定登録天然記念物

種別	名称	員数	所在地	指定年月日
国指定	富田ハナノキ自生地	17 a	岩村町富田	T11.10.12
	傘岩	1 基	大井町奥戸	S 9. 1.22
	ヒトツバタゴ自生地	2 カ所 1,584 m ³	笠置町姫栗	T12. 3. 7
県指定	団子スギ	1 本	明智町大真菰	S32.12.19
	自生のヒトツバタゴ	4 本	明智町荒井、大真菰、大庭	S33.12.14
	大船神社の弁慶スギ	1 本	上矢作町高井戸	S34. 3.10
	大船神社参道の松並木	4km336 本	上矢作町高井戸	S34. 3.10
	笠置山のヒカリゴケ	500 m ³	中野方町宇塚	S34.11.16
	大井ヒトツバタゴ	7 本	大井町古瀬	S34.11.16
	中野方のヒトツバタゴ自生地	2 カ所 2 本	中野方町太田、赤又駄	S36. 6.19
	武並のソウセイチク自生地	500 m ³	武並町藤	S36. 6.19
	亀ヶ沢のハナノキ自生地	1,000 m ³	三郷町野井	S38. 9.10
	河合のカヤ	1 本	笠置町河合	S45. 4. 7
	正家のカヤ	2 本	長島町正家	S45. 4. 7
	ひよもの枝垂れザクラ	1 本	串原中沢	S57. 8.10
	中山神社社叢	1 カ所 9,947 m ³	串原中山	S63. 1.12
市指定	マダラカワタケ		中野方町新畑	H16.10.25
	ヤダケ		中野方町鷹の巣	H16.10.25
	クマガヤ草		中野方町橋立	H16.10.25
	水汲場ハナノキ自生地	3 本	飯地町市政	H16.10.25
	野井三谷のハナノ木群生地		三郷町野井	H16.10.25
	藤のカヤの木	1 本	武並町藤	H16.10.25
	大平の福寿草	1 カ所	上矢作町達原	H16.10.25
	新田の桜	1 本	上矢作町本郷	H16.10.25
	島の大杉	1 本	上矢作町島	H16.10.25
	櫃ヶ沢の甌穴	6 カ所	上矢作町達原	H16.10.25
	銀杏木	1 本	山岡町田沢	H16.10.25
	大杉（庚申杉）	1 本	山岡町馬場山田	H16.10.25
	枝垂柿	1 本	山岡町馬場山田	H16.10.25
	馬場桜	1 本	山岡町馬場山田	H16.10.25
	梅（臥龍梅）	1 本	山岡町馬場山田	H16.10.25
	大杉（参道杉）	1 本	山岡町久保原	H16.10.25
	榧木（山岡町久保原）	1 本	山岡町久保原	H16.10.25
	逆さ柳	1 本	山岡町下手向	H16.10.25
	ハナノ木（山岡町下手向群生地）	1 カ所 31 本	山岡町下手向	H16.10.25
	ハナノ木（山岡町下手向群生地）	1 カ所	山岡町下手向	H16.10.25
	ハナノ木（山岡町下手向群生地）	1 カ所	山岡町下手向	H16.10.25
	ヒトツバタゴ	1 本	山岡町下手向	H16.10.25
	榧木（山岡町田代）	1 本	山岡町田代	H16.10.25
	船岩		山岡町下手向	H16.10.25
	大杉	1 本	山岡町上手向	H16.10.25
	ハナノ木（山岡町久保原群生地）		山岡町久保原	H16.10.25
	桧	1 本	山岡町久保原	H16.10.25
	観音堂のイチイ	2 本	明智町門野	H16.10.25
	門野神社のカヤ	1 本	明智町門野	H16.10.25
	滝坂観音堂の枝垂れ桜	1 本	明智町滝坂	H16.10.25
	上田薬師堂のサルスベリ	1 本	明智町上田	H16.10.25

表 恵那市の指定登録天然記念物（続き）

種別	名称	員数	所在地	指定年月日
市指定	中切津島神社大杉	2本	岩村町飯羽間	H16.10.25
	前平のいちょう	1本	飯地町前平	H16.10.25
	南のかや	2本	飯地町南	H16.10.25
	五明のもみ	1本	飯地町五明	H16.10.25
	奥屋のかし	5本	飯地町奥屋	H16.10.25
	土々ヶ根のしだれザクラ	1本	大井町土々ヶ根	H16.10.25
	佐々良木中坪の桜	1本	三郷町佐々良木	H16.10.25
	飯地町大根シデコブシ自生地	290本 9,040 m ²	飯地町大根	H16.10.25
	大円寺ハナノキ	1本	岩村町富田	H16.10.25
	シデコブシ自生地	1ヵ所 10本	岩村町飯羽間	H16.10.25
	釜井の大まき	1本	串原釜井あべまき	H16.10.25
	住畠の大杉	1本	串原住畠	H16.10.25
	千田のヒツバタゴ	1本	長島町久須見	H16.10.25
	保古の湖のゴヨウツツジ自生地	38本 20,600 m ²	東野保古山	H16.10.25
	猿投神社のヒツバタゴ	1本	明智町上田	H16.10.25
	萩原の大柘	1本	上矢作町飯田洞	H16.10.25
	大馬渡の大杉	1本	上矢作町漆原	H16.10.25
	杉平八幡神社の大杉	1本	明智町杉平	H16.10.25
	八斗蒔の彼岸ザクラ	1本	明智町常盤町	H16.10.25

資料：恵那市 生涯学習課

(11) 景観

市街地や幹線道路上からは恵那山や笠置山を良好に眺めることができます。また、高原地や丘陵上からは遠方に御嶽山や中央アルプスを望むことができます。

木曽川水系、矢作川水系、庄内川水系からなる 51 もの大小様々な河川が流れしており、山と川の美しい自然景観が形成されています。市内 7 つのダム及びダム湖が存在します。

市街地以外の盆地や丘陵地にはのどかな田園景観・農村景観が広がっています。

岩村町富田地区の農村風景は、「第 7 回美しい日本のむら景観コンテスト（平成 10 年度・農林水産省農村振興局）」の集落部門において、農林水産大臣賞を受賞しています。また、中野方町坂折地区の棚田は急斜面地に当時の石組みの技術を集めてつくられており、全国棚田百選に選ばれています。岩村町本通りについては、江戸時代、東濃地方の政治・経済・文化の中心として栄えた城下町の姿を今に伝えており、平成 10 年重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。



図 優れた景観資源

出典：恵那市「恵那市景観計画」

(12) その他の環境資源

本市にはダムも多く建設されており、大井ダム、阿木川ダム、小里川ダム、矢作ダム等、7つのダムおよびダム湖が存在します。大井ダムは日本初の発電用ダムであり、ダムによって形成された風光明媚な湖は、地理学者の志賀重昂によって恵那峡と命名され、国立自然公園にも指定されています。1991年に完成した阿木川ダムによって形成された阿木川湖は、恵那峡とともにダム湖百選に選定されています。ダム湖ではありませんが、大正時代後期に築造された根の上高原の保古の湖は、県立自然公園に指定されています。

現在旧恵那市を中心に約600カ所にため池が登録されており、農業用としての機能の他、動植物の生息・生育や、景観の向上にも貢献しています。

ダム湖の広大な空間や河川、清らかな湧水、特有の動植物を育む湿地など、多様な水の姿を楽しむことができます。

■「ダム湖百選」認定ダム湖

	
恵那峡（大井ダム） 日本初のダム式発電です。貯水池周辺は恵那峡として親しまれています。	阿木川湖（阿木川ダム） 都市型ダムとして雄大な貯水池。開放感のある空間は地域の人々の憩いの場となっています。

■岐阜の名水百選

	
西行ゆかりの水 西行法師が奥州平泉からの帰途、墨を磨（す）るのに使った水とされています。	龍神の井・霧ヶ井 岩村城の山頂に龍神の井・霧ヶ井があります。17ある井戸のうち最大のものが龍神の井、城の別名に由来する伝説を持つ井戸が霧ヶ井です。

2-4 脱炭素社会

(1) 部門・分野別の温室効果ガス (CO₂) 排出量の推移

本市の部門・分野別の温室効果ガスのうち二酸化炭素の排出量について、環境省が「自治体排出カルテ」として推計しています。

令和4(2022)年の部門・分野別の二酸化炭素排出量は、産業部門が161t-CO₂で最も多く、次いで運輸部門の103t-CO₂となっています。

数値は人口、経済活動、エネルギー効率等の複合的な要因によって増減しますが、最近では緩やかな減少傾向にあります。

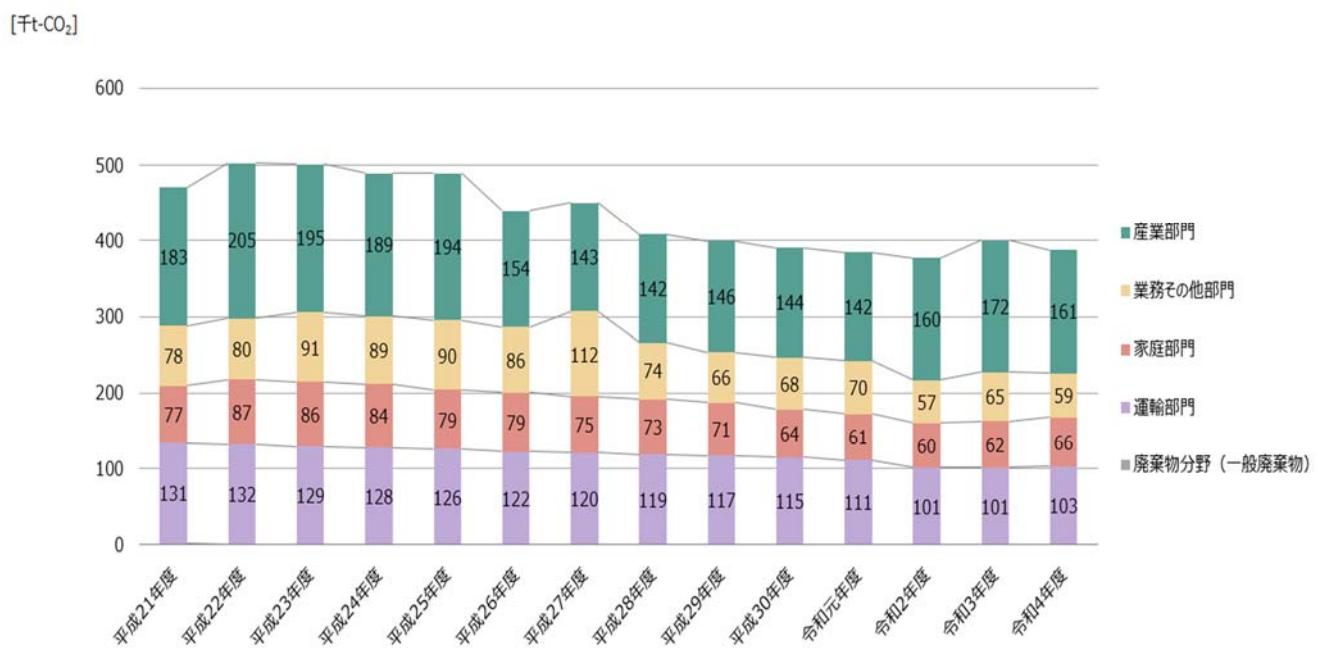


図 部門・分野別の温室効果ガス (CO₂) 排出量の経年変化

出典：環境省「自治体排出カルテ【恵那市】」

※t-CO₂ (二酸化炭素トン) とは、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出、吸収等の量を、二酸化炭素の重量に換算した単位。

(2) 部門・分野別の温室効果ガス (CO₂) 排出量

次のグラフは、2-4 (1) で示した環境省が公表している平成 30 (2018) 年の自治体排出量に、調査によってデータを追加し、さらに細かな分類で分析したものです。

最も割合が高いものは、製造業の 213,164t-CO₂で全体の 45.4%を占め、次いで業務その他部門（サービス業等）が 66,767t-CO₂で 14.2%、家庭部門が 62,240t-CO₂で 13.3%と続きます。また、自動車については、旅客と貨物を合わせると全体の 23.8%となり、全体の 4 分の 1 近くを占めています。

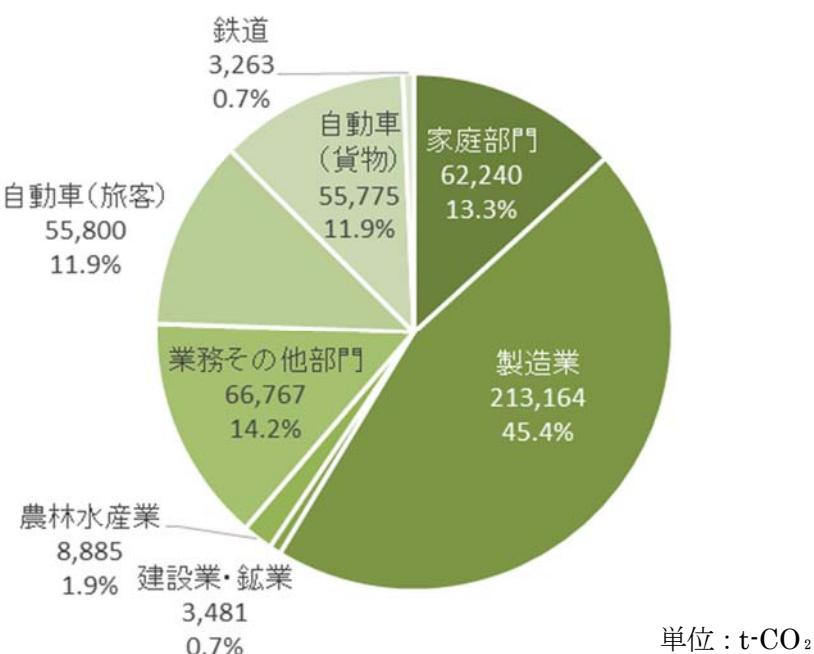


図 CO₂排出量の現状分析 (2018)

出典：恵那市「地球温暖化対策実行計画」

(3) 住宅用太陽光発電システム

本市では、地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーの有効利用を促進するため、個人住宅に太陽光発電システムを導入する市民に対し、平成21年度から平成29年度まで補助金を交付し、令和4年度からは岐阜県の補助事業による、補助金を交付しました。

令和4年度以降の事業では、太陽光発電システム設置者44件、総額14,059千円、蓄電池設置者129件、総額26,797千円を交付し、この補助金を活用して設置された太陽光電池モジュールの最大出力は、合計で232.69kWとなっています。

表 住宅用太陽光発電システム補助金の実績

年度	補助金 交付件数	補助金 交付総額	太陽電池 モジュール 最大出力合計	1件当たりの 平均太陽電池 モジュール 出力	設置費総額 (消費税除く)	1kW当たり の平均設置費
H21 年度	79件	14,225,000 円	322.15 kW	4.08 kW	190,983,069 円	592,839 円
H22 年度	82件	14,969,000 円	343.20 kW	4.19 kW	195,219,695 円	568,822 円
H23 年度	166件	34,000,000 円	773.64 kW	4.66 kW	400,466,047 円	517,639 円
H24 年度	164件	25,156,000 円	810.07 kW	4.94 kW	358,391,003 円	442,420 円
H25 年度	142件	21,870,000 円	716.83 kW	5.05 kW	289,823,630 円	404,313 円
H26 年度	97件	15,080,000 円	489.88 kW	5.05 kW	189,565,994 円	386,964 円
H27 年度	65件	10,258,000 円	345.17 kW	5.31 kW	125,256,807 円	362,884 円
H28 年度	70件	11,032,000 円	365.63 kW	5.22 kW	124,104,211 円	339,426 円
H29 年度	34件	5,345,000 円	197.18 kW	5.80 kW	59,077,020 円	299,610 円
計	899件	151,935,000 円	4,363.75 kW	4.85 kW	1,932,887,476 円	442,942 円

資料：恵那市 環境課

年度	太陽光補助金 交付件数	太陽光補助金 交付総額	太陽電池 モジュール 最大出力合計	1件当たりの 平均太陽電池 モジュール出力	蓄電池補助金 交付件数	蓄電池補助金 交付総額	蓄電池 最大出力合計
R4年度	9件	2,952,000円	45.27kW	5.03kW	42件	10,914,000円	319.98kW
R5年度	16件	5,087,000円	85.56kW	5.35kW	38件	6,842,000円	389.82kW
R6年度	19件	6,020,000円	101.86kW	5.36kW	49件	9,041,000円	449.82kW
計	44件	14,059,000円	232.69kW	5.25kW	129件	26,797,000円	1159.62kW

出典：恵那市 環境課

2-5 循環型社会

(1) ごみ処理

令和6年度のごみ排出量は13,072tで、前年度と比較して1,081t(7.6%)の減量となりました。また、市民1人1日当たりのごみ排出量は774gであり、前年度と比較して14g(1.8%)増加しています。

排出されたごみを適正に処理するための経費は8億7,239万円で、前年度より1,549万円(1.8%)の増額となっています。

再生利用率(リサイクル率)は、エコセンター恵那での、ごみの処理方法をRDF(廃棄物固形燃料化)化しており、RDFの出荷量が増加し、60%前後の水準で推移しています。

表 ごみ排出量、1人当たり日平均排出量の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口(人)	52,441	51,786	51,048	50,575	49,987	49,281	48,531	47,775	46,986	46,228
ごみ排出量(t)	15,700	15,494	14,994	15,133	15,414	15,385	15,139	14,468	14,153	13,072
1人当たりの日平均排出量(g)	939 県 市	925 892 823	920 891 825	919 894 798	918 878 760	901 874 805	890 859 816	880 859 790	- - 760	- - 774
ごみ処理経費(千円)	904,807	850,377	826,988	806,264	814,668	787,499	784,413	855,635	856,900	872,388
市民1人当たりの平均処理費(円)	17,253	16,421	16,200	15,942	16,298	15,980	16,163	17,910	18,237	18,871

出典：恵那市「恵那市の環境（令和7年版）」

表 再生利用量と埋立量の推移

年度	資源化量(リサイクル率)	埋立量(埋立率)
27	7,903(56.4)	842(5.4)
28	9,422(62.0)	571(3.7)
29	9,350(62.7)	517(3.5)
30	9,054(61.4)	654(4.3)
1	7,845(56.3)	726(4.7)
2	8,195(58.2)	1,106(7.2)
3	8,139(58.0)	1,097(7.2)
4	7,637(57.2)	966(6.7)
5	7,489(59.3)	853(6.0)
6	7,476(59.2)	705(5.1)

出典：恵那市「恵那市の環境（令和7年版）」

※一般廃棄物実態調査結果による。資源化量とは、紙類、金属類、ガラス類などを原料として再利用するために回収された量とRDFとなった量の合計を全体のごみ排出量で除したもの。

(2) 不法投棄

令和 6 年度の不法投棄通報件数は 23 件で、前年度と比較して 19 件 (45.2%) の減少となりました。

表 地域別不法投棄の通報件数

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H27	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	5
H28	3	1	0	0	2	0	0	1	3	4	0	0	1	15
H29	1	2	0	0	0	1	1	0	0	4	1	0	0	10
H30	2	3	1	1	0	0	0	0	2	1	1	0	0	11
R 1	5	4	2	1	5	4	0	1	3	2	1	0	0	28
R 2	2	2	1	3	0	1	0	0	2	0	1	0	0	12
R 3	0	0	7	3	2	2	1	0	2	0	2	0	2	21
R 4	5	0	8	2	1	0	3	0	0	1	2	0	0	22
R 5	7	2	7	2	2	0	3	0	6	7	5	0	1	42
R 6	2	1	6	3	1	2	1	0	0	4	3	0	0	23

出典：恵那市「恵那市の環境」（令和 7 年版）

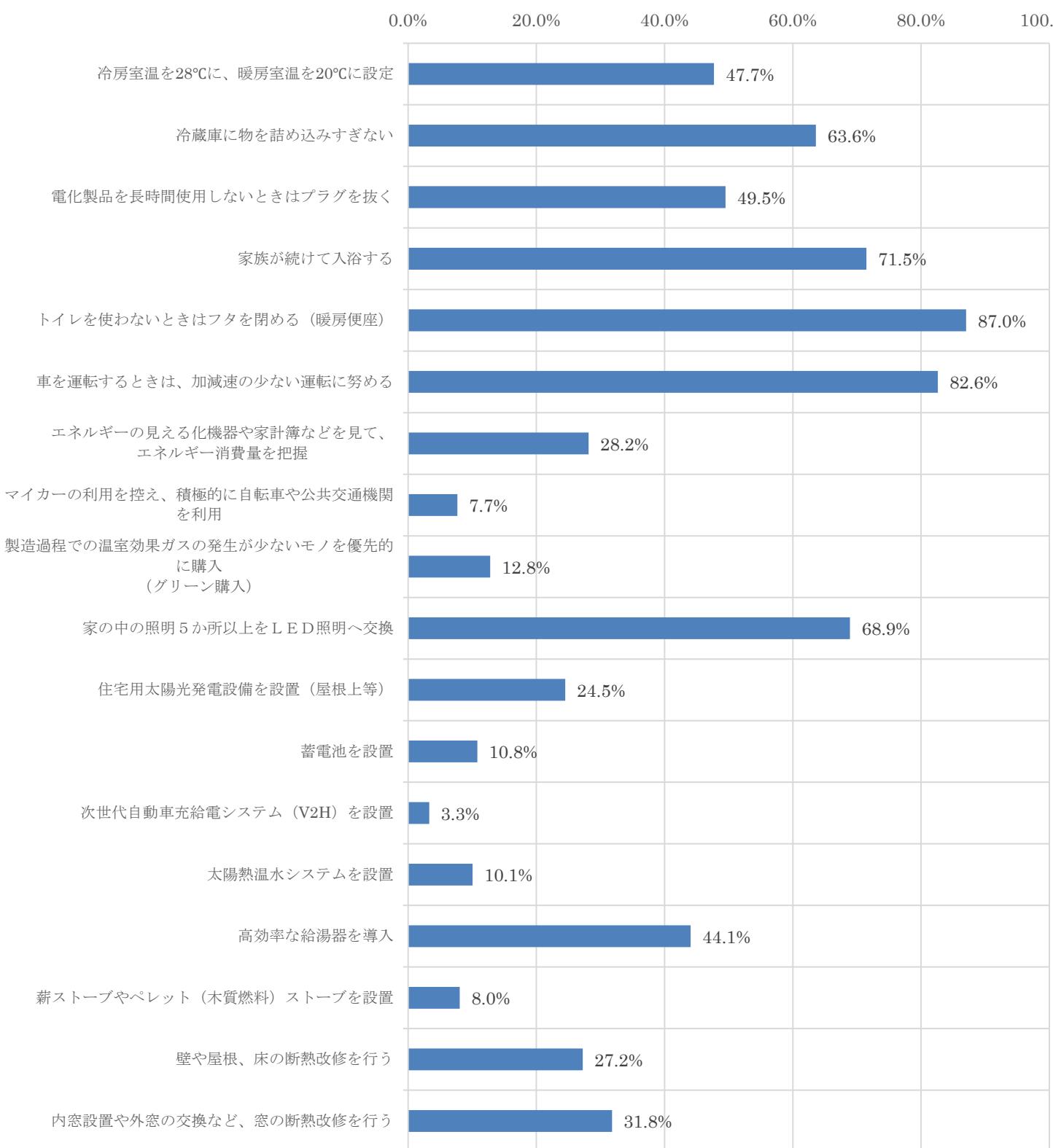
2-6 環境に関する市民意識

令和7年度の恵那市環境施策に関する調査を行いました。

調査対象：18歳以上の市民2,000人、回収率27.35%（Webのみ）

（1）「脱炭素社会」の実現への取り組み

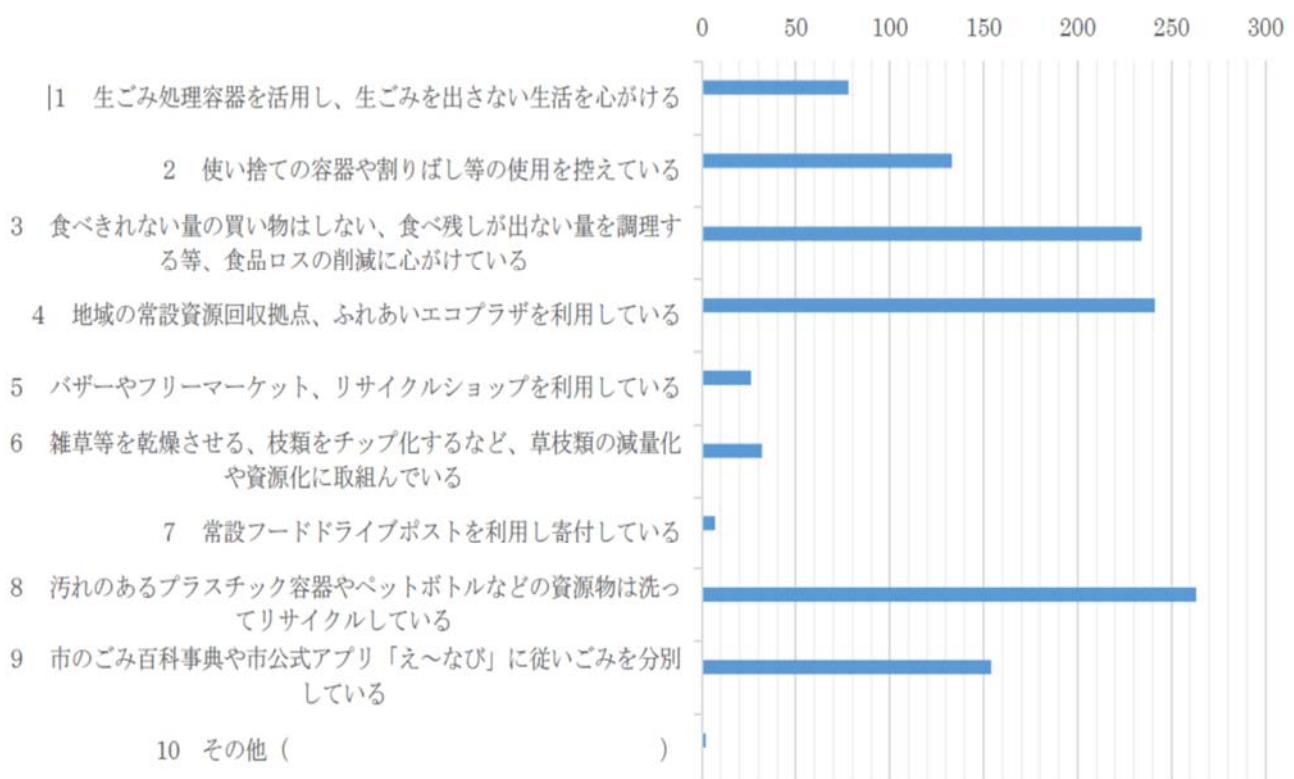
「脱炭素社会」の実現に向け、あなたのご家庭での取組状況を教えてください、という17項目の設問に対しての回答。



(3) 家庭でのごみ減量について

「あなたは、ごみの減量やリサイクルにつながる取り組みをしていますか。」という設問に関して「取り組んでいる」が 78.06%と最も高く、「あまり取り組んでいない」が 19.56%、「まったく取り組んでいない」が 2.19%という回答でした。

「取り組んでいる」を選んだ方に、ごみの減量化やリサイクルに向けて、あなたが普段心がける取り組みのうち上位 3 つを次の中から選んでください。という質問に対する回答は、下記のとおりでした。



出典：恵那市「令和 7 年度恵那市環境施策に関する調査結果」

2-7 環境の強みと現状の課題

最近の恵那市の環境施策の取り組み実績と現状を踏まえ、本計画における5つの基本目標毎に、恵那市の持つ優位点である環境の強みと、現状の課題を整理しました。

基本目標1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

環境の強み	<ul style="list-style-type: none"> ○市域の約77%を山林が占め、山と川の良好な自然景観田園農村景観が広がっています。 ○森林環境譲与税の活用により、間伐等の人工林の手入れが行われています。 ○農業体験・交流の体験人口の増加が図られています。 ○市森林環境教育推進協議会などの活動による森林環境教育講座が進んでいます。 ○中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等の活用により、農地の保全活動が行われています。 ○農村景観日本一となった岩村町富田地区の農村風景や、全国棚田百選に選ばれた中野方町坂折地区の棚田など、豊かな農村景観を有しています。 ○地域で受け継がれてきた伝統的な食文化を後世に伝えていく取り組みが進んでいます。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▲農業、林業の担い手が高齢化に伴い大幅に減少しています。担い手の育成と労働環境の安定が求められています。 ▲担い手の減少や所有者不明の山林の増加により、今後の継続的な森林整備の実施が心配されます。 ▲高齢化の進行や担い手の減少により、既存農地の維持管理で手一杯の状況が続いています。このため、耕作放棄地の解消に向けた取り組みは十分に進んでおらず、課題が残っています。

基本目標2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する

環境の強み	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいエコプラザにより分別回収の場の提供、生ごみ処理機等購入補助事業などの循環型社会に資する取り組みが行われています。 ○PTAや子ども会等による集団資源回収、ふれあいエコプラザでの資源回収、地域資源回収拠点の整備が進んでおり、資源収集量が増加しています。 ○自治会や市民団体等が実施する環境美化活動により、地域が美しく保たれています。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▲一人一日あたりのごみの排出量は、近年横ばいで推移しているため、より一層の市民意識の醸成に努め、減少化に努める必要がある。 ▲プラスチック製品の利用増加と不法投棄により、海洋プラスチック問題が発生しています。 ▲高齢者や障がい者など、支援が必要な方へのごみ出しの体制づくりを検討する必要がある。 ▲自治会未加入者のごみステーション利用に関する苦情・相談が増えています。 ▲不法投棄監視員によるパトロールを継続して実施していますが、不法投棄通報件数は増加傾向にあります。

基本目標3 地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する

環境の強み	<ul style="list-style-type: none">○太陽光発電システムの設置が市内各所で進んでいます。○府内においては、屋上への太陽光発電パネルの設置、クールビズ・ウォームビズの取り組みによるエネルギー使用量削減や、ハイブリッド車や燃料電池車の導入により、温室効果ガス排出量削減の取り組みを進めています。○木曽川水系、矢作川水系、庄内川水系からなる 51 もの大小様々な河川が流れており、発電用ダムによってクリーンな電力を生み出しています。○恵那電力（株）の設立により、公共施設の屋上への太陽光発電パネルの設置が行われるとともに、市内ダムの水力発電電力を落札・同電力が公共施設等へ供給され、エネルギーの地産地消の取り組みが始まっています。○まちなかの移動手段の確保や回遊性の向上のため、恵那駅周辺でシェアサイクルのサービスが始まっており、買い物や通院、観光等さまざまな利用ができている。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none">▲太陽光以外の中小水力・風力など他の自然エネルギー導入の取組みは小規模であり、既設施設の運営に課題がでている。▲太陽光発電パネルの設置が、森林の伐採や景観の悪化を引き起こしている事例が発生しています。▲世帯当たりの自動車保有台数が高く（全国で岐阜県は 9 番目）、自家用車を利用するライフスタイルであり、公共交通機関の利用が少ない。▲温室効果ガスの二酸化炭素を多く吸収するため、若い森林の整備が求められています。

基本目標4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

環境の強み	<ul style="list-style-type: none">○地域防災計画やハザードマップが各地区で作成され、それに基づく防災訓練が実施されています。○災害時の避難場所なる街中の広場や公園が整備されています。○河川の BOD の環境基準は 18 箇所の調査地点のうち、18 箇所で基準を満たし、達成率は 100% となっています。○水質汚濁の苦情件数は令和 6 年度 7 件で令和 5 年度比較では減少傾向となっています。○木曽川水系、矢作川水系、庄内川水系からなる 51 もの大小様々な河川が流れており、山と川の美しい自然景観が形成されるとともに防災用ダムが整備されています。○岩村町富田地区の農村風景や、中野方町坂折地区の棚田、岩村町の伝建地区や大井町の旧中山道地区など、豊かな自然・歴史景観を有しています。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none">▲下水道水洗率、浄化槽、普及率の向上が求められています。▲矢作川、庄内川流域協議会など、広域的な連携が求められています。▲今後本格化するリニア中央新幹線に関する工事によって発生する騒音や振動、建設発生土の処理などに起因する周辺地域への影響について注意する必要があります。

基本目標5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める

環境の強み	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校やこども園などで、総合的な学習を活用した農林業体験や身近な環境から地球環境問題までの環境教育を取り組んでいます。 ○環境政策に関する市民講座を開講し、学習機会の提供を進めています。 ○恵那市環境対策協議会が各種環境保全活動を展開しています。 ○ふれあいエコプラザにおいて、市民の環境意識を高める取り組みを行っています。 ○自治会や市民団体等が実施する環境美化活動により、地域が美しく保たれています。(再掲) ○矢作川沿岸水質保全対策協議会（矢水協）や庄内川水系水質保全連絡協議会といった水系ごとの組織があり、事故発生時に迅速で広域的な対応ができる体制を整えています。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▲環境に関する市民活動の活性化が期待されています。 ▲環境教育を行うための安全管理者や地域ボランティアの確保が求められています。 ▲地域の特色を生かした環境教育における地域の指導者の担い手が、高齢化に伴い減少しています。

今後の方向性に影響する国・岐阜県・恵那市の新たな動き

近年、国では令和6年5月に「第6次環境基本計画」を策定し、環境政策の最上位目標としてウェルビーイングの実現を掲げ、循環共生型社会の構築を目指しています。また、同年8月には「第5次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、サーキュラーエコノミーへの移行を国家戦略に位置付けました。さらに、生物多様性国家戦略2023-2030においては、令和12年（2030年）までにネイチャーポジティブを達成することを目標とし、基本戦略と行動目標を示しています。

岐阜県では、令和8年3月に「第7次岐阜県環境基本計画」を策定し、脱炭素社会ぎふの実現や資源循環型社会の形成、美しい環境との共生、安全・安心な生活環境の確保、未来につなぐ人づくりを重点施策として掲げています。また、森林による二酸化炭素吸収量をクレジットとして認証する「G-クレジット制度」を令和6年度から運用開始し、県内の森林資源を活用した脱炭素化の取り組みを進めています。

恵那市においても、令和4年度に内閣府のSDGs未来都市に選定され、持続可能な経済・社会・環境の調和を目指したまちづくりを推進しています。さらに、令和5年からは地域風土に根ざした食文化を活用した「恵那ふうど認証」を開始し、地消地産や発酵文化を活かした新商品の開発を通じて地域内循環を促進しています。加えて、令和7年6月には、サステナブル燃料（合成燃料）の地産地消に向けて企業との連携協定を締結し、持続可能な地域づくりに向けた取り組みを強化しています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第3章 計画の基本理念・基本目標

3-1 本計画の目標指標の実施状況

3-2 本計画の重点事業の実施状況

3-3 基本目標について

3-4 施策体系について

3-5 重点事業

3-6 目標指標

3-1 本計画の目標指標の実施状況

基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

①主な施策の実施状況

森林環境の保全と活用では、林道整備や市有林の間伐・再造林を進め、森林環境譲与税を活用して未整備森林の間伐を推進しました。さらに、民有林への補助や作業道整備を行い、人工林の多面的機能向上を図るとともに、市民団体による里山整備活動を支援しました。地域資源の活用と教育推進として、市産材を学校施設や環境住宅に利用し、木育活動や林業機械安全講習会を開催しました。水源林保全や湿地・ため池の環境維持、河川の土砂撤去や草刈りなども実施しました。

農業の持続可能性向上では、農地保全や農地流動化、新規就農者支援を行い、環境負荷低減型農業や省エネ設備導入を促進しました。耕作放棄地の再生や農業体験イベントも実施し、地域農業の活性化を図りました。

②目標の達成状況

各取組で一定の成果があったものの、いずれも目標値には届きませんでした。森林整備では、未整備森林の整備促進や市管理森林の拡充を進める必要があります。農業分野では、協定組織の構成員の高齢化により組織継続が課題となっており、担い手確保策や地域計画を活用した対応が求められます。交流人口は増加傾向にあるものの目標未達であり、今後は、棚田振興協議会等と連携した農業体験など都市部との交流強化を検討する必要性があるなど各課題に対応し、持続可能な地域づくりを推進します。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	実績	目標値	達成 状況
		(R6)	(R7)		
基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然 を守り共生する	市内民有林間伐等整備面積（累計）	593ha (R1)	3,483ha	5,400ha	▲
	協定農用地面積	1,328ha (R1)	1,315ha	1,401ha	▲
	耕作放棄地解消面積	5ha (R1)	26.7ha	73ha	▲
	農林業体験の交流人口	2,385人 (R1)	10,554人	17,300人	▲

基本目標 2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する

①主な施策の実施状況

生ごみ削減を目的に処理機購入補助事業を実施し、資源回収や廃食用油の燃料化を推進しました。広報やごみ百科事典を通じて分別やマナーを継続的に周知しています。ごみ処理施設では整備や環境調査を継続し、不法投棄防止のため看板配布や監視員配置、監視カメラ導入を行いました。災害廃棄物処理計画を策定し、訓練を実施しました。環境美化活動には資材支給や処分費補助を行い、通報に基づき条例に沿った指導を実施しました。空き地管理についても所有者へ適切な対応を求めていました。

②目標の達成状況

地域資源回収拠点の周知やフードバンクの取り組みにより、計画の目標水準を達成しました。拠点設置は11地域にとどまるものの、既設を含め市内全13地域で設置が完了しています。さらに、地域資源回収拠点やエコプラザの利用が広がり、リサイクル率は増加傾向にあります。今後は、リサイクル業者への引き渡し量を一層拡大し、資源循環の促進とリサイクル率の向上を図ります。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	実績	目標値	達成 状況
			R6	R7	
基本目標2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する	1世帯1日当たりのごみ排出量	2.0kg (H30)	1.72kg	1.7kg	○
	地域資源回収拠点の設置地域数	6地域 (R2)	11地域	13地域	○
	再生利用率（リサイクル率）	62.0% (R2)	64.4%	65.0%	○

基本目標3 地球温暖化に対応した暮らしを実践する

①主な施策の実施状況

家庭における省エネルギー行動の促進として、太陽光発電設備等の補助事業を推進し、電力使用の「見える化」を図っています。市役所の二酸化炭素(CO₂)排出量については、職員に省エネ取組を徹底するよう促し、排出量の削減に努めました。事業者の取組としては、令和4年に設立した「恵那市SDGs推進協議会」を省エネ取組ネットワークとして位置付け、省エネに関する情報提供や、省エネ診断の受診促進を図りました。森林管理や地域産材の利用によりCO₂吸収源対策を推進し、公共施設の太陽光発電をJ-クレジット化しています。地域新電力の活用や水力発電余剰電力の受電契約により、再生可能エネルギーの地産地消を促進しています。

②目標の達成状況

毎年、環境施策に関するアンケート調査を実施し、高い回答率を維持しています。また、職員に対して省エネの取組を徹底するよう促すとともに、市庁舎において省エネ診断を受診し、温室効果ガス排出量の削減に努めました。今後は、省エネ診断結果を踏まえた具体的な改善策を実施し、さらなる排出量削減を目指していきます。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	実績	目標値	達成 状況
			R6	R7	
基本目標3 地球温暖化に対応した暮らしを実践する	「脱炭素社会」の実現に向け、二酸化炭素などの排出を減らす取り組みについて、何らかの取り組みをした市民の割合	-	99.2%	70.0%	○
	市役所の二酸化炭素排出量	16,096t (R2)	16,391t	14,550t	▲

基本目標 4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

①主な施策の実施状況

防災資機材整備事業補助や防災アカデミー開催により自助・共助力の向上を図りました。河川水位情報や監視カメラ映像をケーブルテレビや YouTube で配信し、危機管理型水位計の設置による洪水監視を強化しました。公園の維持管理や新規整備を進め、安全点検や剪定で事故防止に努めました。生活排水対策として浄化槽設置補助を継続しました。水質検査や大気汚染の常時観測を行い、結果を公表しました。景観形成では屋外広告物条例に基づく審査や文化財保護、伝統的建造物群保存地区の修理修景を支援し、歴史資産の活用や発掘調査を実施しました。

②目標の達成状況

不法投棄防止啓発用看板を無償で配布するとともに、地域自治区ごとに 2 人の不法投棄監視員を任命し、パトロールの実施と通報体制の整備に努めました。また、監視カメラを導入し、不法投棄防止対策を強化しました。さらに、県の環境課へ情報提供を行い、重点地区としてパトロールを実施してもらっています。令和 6 年度は台風が接近していたため、総合防災訓練を実施できませんでしたが、有事に備えて地域防災力の向上を図るとともに、防災訓練への参加を促しています。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	実績	目標値	達成 状況
			R6	R7	
基本目標4 安全で快適な暮らしを 支える基盤を充実する	「不法投棄」の通報件数	12件 (R2)	23件	10件	▲
	総合防災訓練参集者の割合	47.2% (R1)	0%	50.80%	▲

基本目標 5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める

①主な施策の実施状況

学校やこども園で SDGs を意識した環境教育を推進し、体験学習や教科を通じて持続可能な生産・消費や自然の大切さを学ぶ機会を提供しています。地域では、市民講座の開催や環境美化活動への支援を行い、処理困難ごみの処分費補助も実施しました。また、市 SDGs 推進協議会を設立し、研修を通じて環境分野に対応できる人材を育成しています。さらに、県や流域自治体と連携し、大気汚染や水質保全の情報共有体制を整備し、矢作川・庄内川水系の広域的な保全に取り組みました。加えて、中部大学を含む複数大学と協力し、森林整備や二酸化炭素吸収源対策の研究を支援・推進しています。

②目標の達成状況

大学等との連携を推進するため、中部大学と協力し、市内をフィールドとした森林整備および二酸化炭素の吸収源対策に関する研究に取り組んでいます。この連携により、地域資源を活用した環境保全の強化と、持続可能なまちづくりに向けた基盤づくりが進展しています。

また、市公式アプリ「え～なび」の登録者数は目標値を達成しました。これにより、市民への情報提供や参加促進が円滑に進み、地域コミュニティの活性化に寄与しています。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	実績	目標値	達成 状況
			R6	R7	
基本目標5 持続可能なまちを創る 仕組みづくり・人づくり を進める	大学等と連携した取り組みの事業数 (環境分野)	-	1事業	3事業	○
	「え～なび」の登録者数	2,304人 (R2)	11,493人	10,000人	○

3-2 本計画の重点事業の実施状況

重点事業 1 えなの大地の恵みプロジェクト

① 取り組みの目的

- 本市の豊かな自然（自然景観や農林産物など）や歴史・文化を再発見し、地域の魅力として再確認することで、地域への誇りや愛着を育む。また、こうした地域の魅力を発信し、多くの人に恵那の魅力を知ってもらう。
- 農林業体験等を通じて、農林業の担い手を育成する。

② 取り組みの実績

【地産地消の推進】

- 県内産農産物の学校給食導入支援及び市内産農産物の学校給食納入補助事業を行い、地元農産物を使用した活動は「えないっぱい給食」と名付け年3回程度実施しました。
- 安心・安全な市内産農作物の販売とPRを実施する「たべとるマルシェ」を月1回の頻度で開催しました
- 恵那の味を伝承していくため、「恵那の味伝え隊」による恵那の味伝承講座を実施しました。また、地消地産と食のSDGsに取り組む事業者への応援制度「恵那ふうど認証」制度を開始し、発酵や食文化を活用した商品開発を促すとともに、地域内循環を生み出し、市内農家の永続性向上を図りました。

【農林業体験の推進】

- 恵那市緑化推進委員会としてみどりの少年団（緑化少年団）の活動を支援しました。
- 林業に関する機械安全講習会を開催し、チェンソーなどの機械器具の使用方法を学ぶ場を設けました。
- J Aや岐阜県などの関係機関と連携して「農業やる気発掘ゼミ」を実施し、新規就農の支援を行いました。

【サステナブル・ツーリズムの企画・開催】

- ・「農林業&狩猟体験ツアー」等が企画、実施され農業体験ができるグリーンツーリズムが実施されています。
- ・市内の自然や歴史を活用したウォーキングマップを市 HP で公開するとともに、毎年自然や歴史をテーマとしたウォーキングイベントを開催しました。
- ・明智町の日本大正村と自然を巡る日本大正村クロスカントリー大会（毎年3月）と恵那スケート場並びにその周辺の自然を巡るコースの恵那峡ハーフマラソン大会（毎年4月）を開催しました。

重点事業2 地球温暖化を防止する脱炭素社会の推進

① 取り組みの目的

- ・地球温暖化を防止するため、その主な原因とされる二酸化炭素の削減による脱炭素社会の実現に向けて取り組む。
- ・省エネに加え再生可能エネルギーの創エネを推進する。
- ・地域や大学等の研究機関と連携をして、地域として脱炭素社会の実現を検討する。

② 取り組みの実績

【脱炭素を意識したライフスタイルの変化】

- ・家庭における省エネ促進として、環境施策アンケートを通じ省エネ行動の実施状況を把握し、家庭でできる取組を啓発しました。
- ・事業所では、市SDGs推進協議会会員へ省エネ等に関する情報発信を行い、省エネ診断の受診提案や、省エネセミナー、脱炭素スクールの開催により、温室効果ガス削減に資する取組を展開しました。
- ・恵那南地区の路線バスをデマンド交通とし、効率的な運行を実施し、恵那駅周辺でシェアサイクルのサービスを始め、利便性の向上に努めた。

【再生可能エネルギーの導入】

- ・住宅用新エネルギー・システム設置費補助事業を実施し、家庭での省エネ・創エネを推進しました。県と連携し、太陽光発電や蓄電池の普及を図り、電力使用の「見える化」を推進しました。公共施設の太陽光発電由来によるJ-クレジット化を実施し、さらに、地域新電力の活用や水力発電余剰電力の受電により、エネルギーの地産地消を推進しました。

【エコカーの普及促進】

- ・住宅用新エネルギー・システム等設置費補助事業を実施し、V2H (Vehicle to Home) システムの導入支援を行うことで、災害時の電力確保やエネルギーの自立性向上に寄与し、脱炭素化とレジリエンス強化につながりました。
- ・公用車の更新では、環境負荷低減を目的にハイブリッド車や水素自動車を導入しました。

【二酸化炭素の吸収源である森林の整備】

- ・森林環境の適切な維持管理を図るため、間伐の推進等を実施し、二酸化炭素の吸収源対策を推進しました。

重点事業3 ごみ削減とリサイクルによる循環型社会の推進

① 取り組みの目的

- ・リサイクルを推進することにより、ごみの量を削減する。
- ・廃棄物として処分されるものを、肥料やバイオマス発電等のエネルギー源として活用することで、廃棄物を資源に変えていく。
- ・地域循環共生圏の考え方から、資源とお金を市内で循環させる。

② 取り組みの実績

【フードロス対策】

- ・市内スーパー等（7か所）、市社会福祉協議会と連携し常設フードドライブの取り組みが開始しました。これにより、家庭に眠っていた未利用食品の利活用として、こども食堂などに提供され、廃棄物削減につながっています。

【廃棄物の資源化】

- ・学校給食センターにおいて、生ごみの資源化を目指し堆肥化に取り組ましたが、切り返し作業などに多大な労力を要するため、継続は困難と判断しました。
- ・家庭からの生ごみ削減を目的に、生ごみ処理機購入補助事業を開始しました。
- ・間伐材等のバイオマス活用については、一部農家において薪ボイラーを導入、ビニールハウスの熱源として活用する事例がありましたが、バイオマス発電の検討には至りませんでした。

【リサイクルの推進】

- ・地域常設資源回収拠点の設置地域数が市内11地域に設置されており、ほか2地域で既設拠点があり、市内全13地域の設置ができます。

3-3 基本目標について

本計画の基本理念・将来像の実現に向けた基本目標については、「恵那市地球温暖化対策実行計画」と並行して取り組みを推進していきます。

基本目標1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する ⇒継続

持続可能なまちを構成する“自然共生社会”的実現に向けた目標です。

本市には、恵那山や笠置山の麓に広がる豊かな森林や、暮らしと共に築きあげられた里地・里山、河川やダム湖といった多様な水辺など、豊かな自然環境が今も残されており、人や生きものの暮らしを支えています。こうした自然環境の保全を図るとともに、人と生きものが共生することができる環境の創造を目指します。

基本目標2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する ⇒継続

持続可能なまちを構成する“資源循環社会”的実現に向けた目標です。

ごみの減量化と資源の有効活用のさらなる推進、ごみの適正排出に関する市民意識の向上などとともに、バイオマス発電などのごみをエネルギーに変えて利用する取り組みを推進していきます。ごみを減量するリデュース (Reduce)、ごみとせず再利用するリユース (Reuse)、ごみを資源として活用するリサイクル (Recycle) の3Rを推進し、自然環境と経済活動との調和がとれた循環型社会の構築を目指します。

基本目標3 地球温暖化に対応した暮らしを実践する ⇒継続

地球温暖化を食い止め、持続可能なまちとするため、温室効果ガスである二酸化炭素を削減する脱炭素社会の実現を目標とします。

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出を削減し、持続可能なまちを築くことを目指します。そのため、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入・創出、エコカーの普及など、生活と産業のあらゆる分野で低炭素化を進めます。さらに、技術革新を取り入れ、環境にやさしいサステナブル燃料（合成燃料）の導入や市内精製を目指すことで、地域内でのエネルギー循環を促進し、快適な暮らしと地球温暖化防止の両立を図ります。

基本目標 4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する ⇒継続

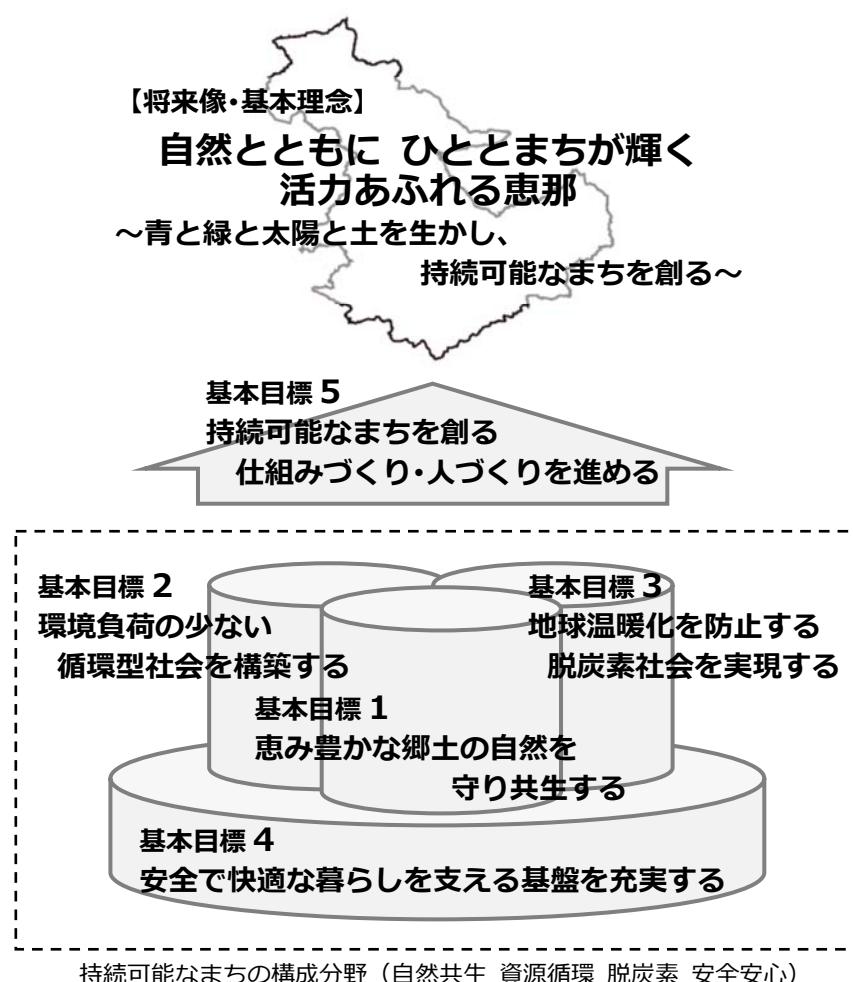
近年、地球温暖化の進行に伴う猛暑・酷暑や集中豪雨などの異常気象への「適応策」が求められています。また、当地域では南海トラフ地震の発生が懸念されており、災害への備えは喫緊の課題です。こうした状況に対応するため、水源かん養や土砂災害防止などの機能を有する森林の適切な保全・管理を進めるとともに、生活公害等の継続的な監視を行い、市民の安全で安心な暮らしを確保します。

また、坂折棚田や富田地区の農村景観、岩村の歴史的街並みなど、当市ならではの良好な自然・歴史景観を保全・活用し、地域の魅力を高めます。これらの取り組みを通じて、市民一人ひとりが自然や文化に親しみ、心身の健康を育み、地域とのつながりを感じながら、潤いと活力に満ちた暮らしを実現します。安全・安心の確保とともに、誰もが幸福感と生きがいを感じられるまちを目指します。

基本目標 5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを推進する⇒継続

持続可能なまちを創るための総合的な施策推進に関する目標です。

持続可能なまちの実現にあたっては、行政、市民、地域、事業者の各主体が、本市の環境の現状や方針（各基本目標）を理解し、それぞれの役割を認識して行動することが重要です。また、地域における環境保全活動や環境学習の推進による担い手づくり、広域的な視点での連携・協力といった仕組みづくりを目指します。



3-4 施策体系について

本計画は「第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）」の将来像を環境面から支える計画とし、第2次恵那市環境基本計画の施策体系を継承します。また、「恵那市地球温暖化対策実行計画」と整合を図り施策を展開していきます。

将来像

自然とともに ひととまちが輝く 活力あふれる恵那 ～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～

基本目標・基本方針

基本目標 1

恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

自然共生

基本方針(1) 森林環境の維持・活用

基本方針(2) 水辺環境の保全

基本方針(3) 農地環境・農地景観の保全

基本方針(4) 生物多様性の保全

基本目標 2

環境負荷の少ない循環型社会を構築する

資源循環

基本方針(1) ごみの減量と再資源化の推進

基本方針(2) 適正なごみ処理・処分体制の構築

基本方針(3) 地域美化活動の推進

基本目標 3

地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する

脱炭素

基本方針(1) 省エネルギー行動の推進

基本方針(2) 建物・設備等の脱炭素化

基本方針(3) 脱炭素なまちづくりの推進

基本目標 4

安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

安全安心

基本方針(1) 防災・減災対策の推進

基本方針(2) 公害対策の推進

基本方針(3) 恵那らしさの維持・活用

基本目標 5

持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める

総合的な
施策推進

基本方針(1) 環境教育・環境学習の推進

基本方針(2) 地域による環境保全活動の推進

基本方針(3) 広域的な連携・協力による取組みの推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターホームページ

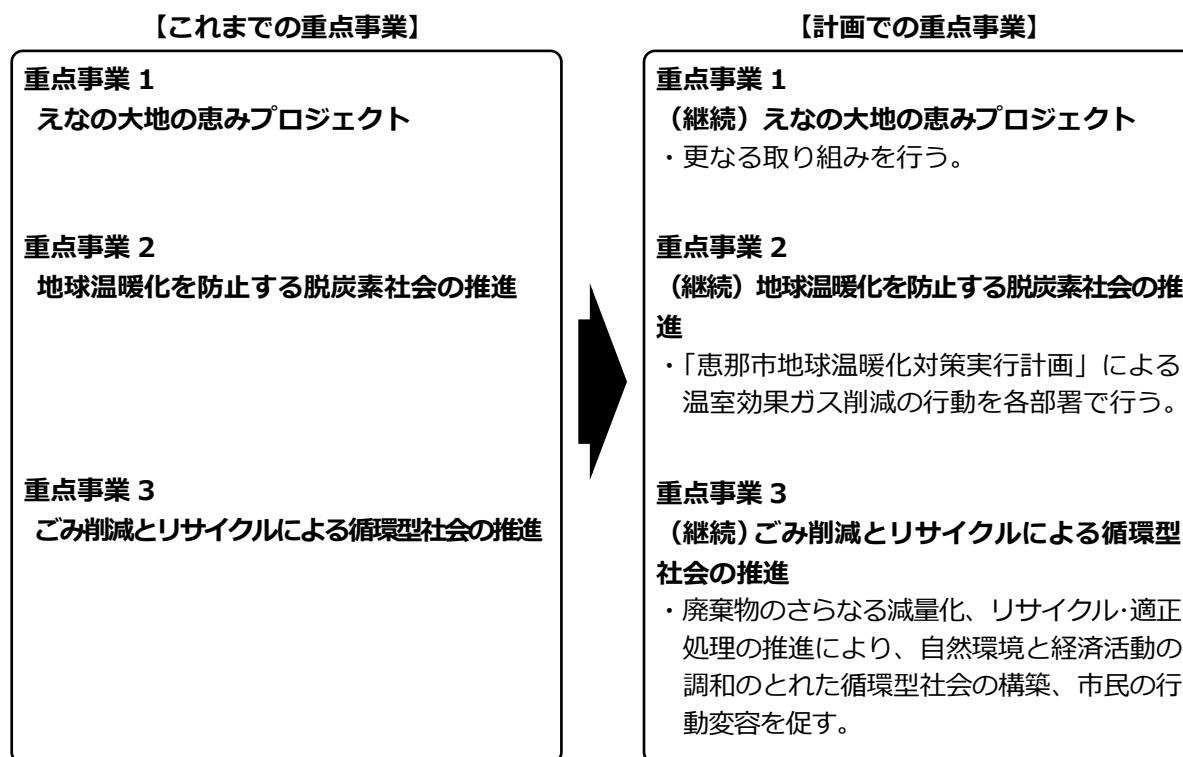
- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3-5 重点事業

本計画では、恵那市の将来像である「自然とともに ひととまちが輝く 活力あふれる恵那～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～」の実現に向けて、多岐にわたる環境の分野を包括できる基本目標を設定し、環境施策の設定を行うこととしています。

以下の3つの視点に基づいて、計画期間中に重点的に実施する事業「重点事業」を設定することとし、今回の本計画策定にあたり、「3-2 本計画の重点事業の実施状況」で行った点検・評価を踏まえ、今後、令和11年度までの4年間の重点事業を設定します。

- 視点1 恵那市の環境の現状を踏まえた、恵那市らしい取組み
- 視点2 基本目標の枠を超え、相乗効果が期待される取組み
- 視点3 庁内関係課をはじめ、多くの関係主体との連携・協力による取組み



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

重点事業 1 えなの大地の恵みプロジェクト

取組みの目的	<ul style="list-style-type: none"> 本市の豊かな自然（自然景観や農林産物など）や歴史・文化を再発見し、地域の魅力として再確認することで、地域への誇りや愛着を育む。また、こうした地域の魅力を発信し、多くの人に恵那の魅力を知ってもらう。 農林業体験等を通じて、農林業の担い手を育成・確保する。 								
取組みの内容	<p>【地産地消の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「畑と学校給食を結ぶ交流事業」や「学校給食地産地消推進事業」等により、学校給食で地元農産物を積極的に使用し、地産地消を推進する。 地元農産物を使用した料理教室や郷土料理講座（恵那の味・伝承講座）等を開催する。 地元農林産物を使用した料理のレシピをとりまとめ、ウェブサイト「たべとる」で公開するとともに、スーパーの野菜売り場等で設置・配布する。 地域の風土に根ざした食のまちづくりに取り組む事業者等を認証する「恵那ふうど認証」を継続実施し、地消地産の促進、発酵や食文化を活用した新商品の開発を促し、地域内循環、市内農家及び農地の永続性向上を図る。 <p>【農林業体験の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育の一環として、児童・生徒の農林業体験を実施する。 森林づくりの担い手を増やすため、初心者を対象としたチェンソーの講習会などを開催する。 就農希望者の多様なニーズに対応できる各種就農支援研修を、ぎふアグリチャレンジ支援センターと連携し、就農に向けた支援（農業やる気発掘夜間ゼミ）を実施する。 <p>【サステナブル・ツーリズムの企画・開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> サステナブル燃料を活用したモータースポーツイベントや、農林業体験、本市の自然資源、歴史・文化資源を楽しむウォーキング、マラソン、クロスカントリー等のスポーツイベントと郷土料理によるおもてなしを一体とした地域の魅力を活かした観光を企画・開催する。 								
各主体の役割	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="409 1477 520 1596">行政</td><td data-bbox="520 1477 1389 1596"> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの企画や府内関係課、関係主体との調整を図る。 国（農林水産省、文部科学省 等）の補助金を申請する。 積極的な啓発、PRを行う。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="409 1596 520 1641">市民</td><td data-bbox="520 1596 1389 1641"> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに参加する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="409 1641 520 1738">地域</td><td data-bbox="520 1641 1389 1738"> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民への呼びかけや情報提供を行う。 行政と連携して、地域でプロジェクトを推進する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="409 1738 520 1783">事業者</td><td data-bbox="520 1738 1389 1783"> <ul style="list-style-type: none"> 行政のプロジェクト推進をサポートする。 </td></tr> </table>	行政	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの企画や府内関係課、関係主体との調整を図る。 国（農林水産省、文部科学省 等）の補助金を申請する。 積極的な啓発、PRを行う。 	市民	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに参加する。 	地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民への呼びかけや情報提供を行う。 行政と連携して、地域でプロジェクトを推進する。 	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 行政のプロジェクト推進をサポートする。
行政	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの企画や府内関係課、関係主体との調整を図る。 国（農林水産省、文部科学省 等）の補助金を申請する。 積極的な啓発、PRを行う。 								
市民	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに参加する。 								
地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民への呼びかけや情報提供を行う。 行政と連携して、地域でプロジェクトを推進する。 								
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 行政のプロジェクト推進をサポートする。 								
関係する環境施策	<ul style="list-style-type: none"> 1-(1)-②：森林の多面的機能の向上 1-(1)-④：森林環境の維持・活用を担う人づくり・組織づくり 1-(3)-①：農業活動の維持支援 1-(3)-④：農村景観の保全 4-(3)-③：地域資源の活用 5-(1)-①：学校やこども園における環境教育の推進 <p>など</p>								

重点事業2 地球温暖化を防止する脱炭素社会の推進

取組みの目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防止するため、その主な原因とされる二酸化炭素の削減による脱炭素社会の実現に向けて取り組む。 ・省エネに加え再生可能エネルギーの創エネを推進する。 ・地域や大学等の研究機関と連携し、地域として脱炭素社会の実現を検討する。 								
	<p>【脱炭素を意識したライフスタイルの変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における省エネ行動を定着させ、節電および省エネ機器の導入を促進する。 ・事業所において、オフィスや機械設備の省エネ対策を徹底するとともに、在宅勤務やリモート会議の活用など、働き方の省エネ化を推進する。 ・教育現場や市民講座での環境教育を推進し、環境意識の向上を図る。 								
	<p>【再生可能エネルギーの導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅や、事務所など建築物における太陽光発電パネルの設置を推進する。 ・風力発電や中小水力発電について、地域の意見を踏まえ可能性を検討する。 ・再生可能エネルギーを活用した「次世代エネルギー」の地域導入可能性について、製造、供給体制、需要先に関する調査・検討を進める。 								
	<p>【エコカーの普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃費性能の高いハイブリッド車に加え、電気自動車や水素自動車などのゼロエミッション車の普及を促し、温室効果ガス排出量の削減を図る。 <p>【二酸化炭素の吸収源である森林の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の吸収効果を高めるため、再造林を含めた森林整備を推進する。 								
各主体の役割	<table border="1"> <tr> <td>行政</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、省エネの推進と、脱炭素に向けた新技術を率先して取り入れる。 ・再エネの導入やエコカーの購入などに対する市民や事業所への導入に対する補助やインフラ環境の整備を進める。 ・二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を推進する。 </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネや創エネを生活の中に取り入れ、脱炭素を目指す。 </td></tr> <tr> <td>地域</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、地域で脱炭素に向けたプロジェクトを推進する。 </td></tr> <tr> <td>事業者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネや創エネをはじめとした脱炭素を目指す。 </td></tr> </table>	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、省エネの推進と、脱炭素に向けた新技術を率先して取り入れる。 ・再エネの導入やエコカーの購入などに対する市民や事業所への導入に対する補助やインフラ環境の整備を進める。 ・二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を推進する。 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネや創エネを生活の中に取り入れ、脱炭素を目指す。 	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、地域で脱炭素に向けたプロジェクトを推進する。 	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネや創エネをはじめとした脱炭素を目指す。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、省エネの推進と、脱炭素に向けた新技術を率先して取り入れる。 ・再エネの導入やエコカーの購入などに対する市民や事業所への導入に対する補助やインフラ環境の整備を進める。 ・二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を推進する。 								
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネや創エネを生活の中に取り入れ、脱炭素を目指す。 								
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、地域で脱炭素に向けたプロジェクトを推進する。 								
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネや創エネをはじめとした脱炭素を目指す。 								
関係する環境施策	<ul style="list-style-type: none"> ・1-(1)-①：森林の適正な維持管理の推進 ・1-(1)-③：地域産材の利用促進 ・1-(1)-④：森林環境の維持・活用を担う人づくり・組織づくり ・1-(3)-②：環境保全型農業の推進 ・2-(1)-②：ごみの再利用・再生利用の推進（リユース・リサイクル） ・2-(1)-③：グリーン購入・環境配慮契約の普及、定着 ・2-(2)-②：ごみ処理施設の適正管理 ・基本目標3：すべて ・5-(1)-①：学校やこども園における環境教育の推進 <p style="text-align: right;">など</p>								

重点事業 3 ごみ削減とリサイクルによる循環型社会の推進

取組みの目的	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルを推進することにより、ごみの量を削減する。 廃棄物として処分されるものを、肥料やバイオディーゼル等のエネルギー源として活用することで、廃棄物を資源に変えていく。 地域循環共生圏の考え方から、資源とお金を市内で循環させる。 								
取組みの内容	<p>【フードロス対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の小売店で廃棄される賞味期限の近い食品や、家庭で消費しきれない食品を、フードバンク・フードドライブ事業へ活用することにより、食品ロス及び廃棄物の削減を図る。 <p>【廃棄物の資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出される生ごみについて、堆肥化の導入を検討し、資源として循環利用する仕組みづくりを進める。 市内で排出される雑がみなどの古紙を収集・リサイクルし、地域内で有効活用する循環システムの構築を推進する。 廃食用油の回収量の拡大に取り組み、市内で精製されるバイオディーゼル燃料の活用を促進することで、廃棄物削減と地域資源循環の強化につなげる。 サステナブルファッショの推進として、衣類のリユース・リサイクルを促す取り組みを進め、繊維廃棄物の削減と循環型ファッショの普及を図る。 <p>【リサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内各地域にある地域常設資源回収拠点の運営支援を行い、誰もがいつでも気軽にリサイクルへ参加できる環境を整備し、循環型社会形成を推進する。 								
各主体の役割	<table border="1" data-bbox="403 1215 1378 1473"> <tr> <td data-bbox="403 1215 520 1304">行政</td><td data-bbox="520 1215 1378 1304"> <ul style="list-style-type: none"> 市民がリサイクル資源を持ち寄る場の運営支援をする。 廃棄物の資源化、エネルギー化に向けて検討実施する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1304 520 1343">市民</td><td data-bbox="520 1304 1378 1343"> <ul style="list-style-type: none"> ごみの分別を行い、リサイクルできるものは積極的に行う。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1343 520 1381">地域</td><td data-bbox="520 1343 1378 1381"> <ul style="list-style-type: none"> 地域資源回収拠点の維持運営を行う。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1381 520 1473">事業者</td><td data-bbox="520 1381 1378 1473"> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄ロスの削減に取り組むとともに、賞味（消費）期限間近の食品などをフードバンク・フードドライブに引き継ぐ。 </td></tr> </table>	行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民がリサイクル資源を持ち寄る場の運営支援をする。 廃棄物の資源化、エネルギー化に向けて検討実施する。 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別を行い、リサイクルできるものは積極的に行う。 	地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源回収拠点の維持運営を行う。 	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄ロスの削減に取り組むとともに、賞味（消費）期限間近の食品などをフードバンク・フードドライブに引き継ぐ。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民がリサイクル資源を持ち寄る場の運営支援をする。 廃棄物の資源化、エネルギー化に向けて検討実施する。 								
市民	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別を行い、リサイクルできるものは積極的に行う。 								
地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源回収拠点の維持運営を行う。 								
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄ロスの削減に取り組むとともに、賞味（消費）期限間近の食品などをフードバンク・フードドライブに引き継ぐ。 								
関係する環境施策	<ul style="list-style-type: none"> 1-(1)-③：地域産材の利用促進 2-(1)-①：ごみの発生・抑制（リデュース） 2-(1)-②：ごみの再利用・再生利用の推進（リユース・リサイクル） 2-(1)-④：普及・啓発、情報提供 2-(2)-①：適正なごみ処理方法の徹底 2-(2)-②：ごみ処理施設の適正管理 3-(3)-①：二酸化炭素の吸収源対策の推進 5-(1)-②：地域における環境学習の推進 5-(3)-③：大学等と連携した取組の推進 <p>など</p>								

3-6 目標指標

目標指標は、環境基本計画の進捗状況を点検・評価するためのいわゆる「ものさし」です。目標指標の設定にあたっては、恵那市総合計画の目標数値や、「恵那市の環境」に記載する継続的な統計数値を主に活用します。また、地球温暖化に関する目標指標は、近年その重要性が増してきたことから、今後も継続して市民意識調査として調査をしていきます。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	目標値 R11	数値の進行管理方法
基本目標1 恵み豊かな郷土 の自然を守り共生 する	市内民有林間伐等整備面積	425ha/年 (R6)	2,400ha	
	協定農用地面積	1,515ha (R7 見込)	1,520ha	
基本目標2 環境負荷の少ない 循環型社会を構築 する	1人1日あたりのごみ排出量	758g (R5)	742g	総合計画より流用
	地域常設資源回収拠点の 資源回収量	512t (R6,14箇所)	560t	恵那市の環境
	再生利用率(リサイクル率)	59.3% (R5)	64.4%	総合計画より流用
基本目標3 地球温暖化に対応 した暮らしを実践 する	「脱炭素社会」の実現に向け、 二酸化炭素などの排出を減ら す取り組みについて、何らかの 取り組みをした市民の割合	99.2% (R6)	99.5%	
	市役所の二酸化炭素排出量	16,477t (R5)	10,360t	
基本目標4 安全で快適な暮らし を支える基盤を 充実する	公害等の苦情件数	57件 (R6)	50件	恵那市の環境
	指定避難場所を知っている市民 の割合	86.0% (R6)	88.0%	総合計画より流用
基本目標5 持続可能なまちを 創る仕組みづくり・ 人づくりを進める	大学等と連携した取り組みの 事業数(環境分野)	1事業 (R6)	3事業	
	「え～なび」の登録者数	11,493人 (R6)	15,000人	

第4章 環境施策の展開

基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

基本目標 2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する

基本目標 3 地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する

基本目標 4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

基本目標 5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める

基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

※右のアイコンは、SDGs の 17 の目標のうち、各基本方針に関連のあるものを示しています。



基本方針(1) 森林環境の維持・活用

森林は、水源かん養や土砂災害防止、気候緩和や生物多様性の保全といった環境保全機能のほかにも、行楽・レクリエーション、地域の歴史・文化等の多面的機能を有しています。また、森林は地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の吸収源となるため、森林を適切に管理し、育成することが求められます。

本市は、市域の約 77%が森林で占められており、古くから森林とともに暮らしてきました。森林の多面的機能を保全するため、森林の適切な維持管理の実施や地域産材の利用促進、森林環境の維持・活用を担う人づくり・組織づくりなど、恵み豊かな森林環境の維持・活用を推進します。

①森林の適正な維持管理の推進

豊かな森林環境を維持・保全するため、林道の整備などの基盤整備とともに、間伐等の適正な維持管理と再造林による森林育成に努めます。

②森林の多面的機能の向上

人工林の間伐や、市民や企業の参画、連携・協力による里山整備等を推進するとともに、学校での総合的な学習や企業研修、保健・レクリエーション機能としての森林浴等の場・機会としての活用を推進します。

③地域産材の利用促進

地場産業の活性化と健全な森林づくりを推進するため、学校等の教育施設をはじめ、公共施設の増改築等に合わせて岐阜県産材や恵那市産材を積極的に活用するとともに、内装の木質化、木造の机や椅子などの導入を促進します。

また、一般住宅における地域産材の利用や、木質バイオマスの利活用を促進します。

木材を活用した地域内でのエネルギー循環を実現するため、間伐や主伐で発生する林地残材を効率的かつ安定的に搬出することで、木質バイオマス発電等での燃料としての利用や、バイオマス燃料としての利用を推進します。

さらに、これらを活かした薪ストーブ等の導入については、近隣トラブルの防止に考慮しながら、導入の促進に向けた情報提供、啓発活動、相談体制の整備を推進していきます。

④森林環境の維持・活用を担う人づくり・組織づくり

森林環境教育や林業体験等を通して、森林環境の維持・活用を担う人づくりや、森林づくり活動に対する支援を行います。また、林業の担い手の育成を促進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



基本方針(2) 水辺環境の保全

本市には、木曽川水系、矢作川水系、庄内川水系からなる51もの大小様々な河川が流れおり、森林と河川の美しい自然景観が形成されています。また、ダム湖百選や岐阜の名水百選、ぎふふるさとの水辺に認定・指定された豊かな水辺環境があります。こうした本市の自然環境を代表する豊かな水辺環境の保全を推進します。

①水源地の環境改善

矢作川水源基金などの利用により、流域自治体との連携・協力によって、水源林の環境保全に努めます。

また、森林の有する保水能力は、地下水かん養能力を高めることも期待されるので、地下水の保全にあたり、水源林の環境保全に努めます。

②湧水・地下水の保全

本市では、湿地やため池において特有の動植物が見られます。市民が地下水や湧水について関心を持つとともに、健全な水循環へ向けて、湧水や地下水のかん養に努めます。

③安全で潤いのある水辺環境の保全・整備

浸水被害を防止・軽減するため、国や岐阜県と連携し、河川やダム湖などにおいて治水対策を行います。治水対策は護岸工事等のハード整備と自然の持つ保水・湧水機能を生かしたソフト対策を組み合わせた総合的な治水対策を推進します。

④河川環境の保全・活用

地域自治区、自治会等が実施する河川環境保全活動を支援するとともに、河川改修等にあたっては、生物の多様性や美しい景観にも配慮した、自然と共生する川づくりを推進します。



基本方針(3) 農地環境・農地景観の保全

現在、過疎化や高齢化による担い手不足、米の消費量低下、鳥獣被害などの要因が重なった結果、耕作放棄地が拡大し、農地・農業が持つ多面的機能が充分に発揮されなくなっています。農業生産活動の維持、新規就農者への支援、耕作放棄地の有効活用の検討等により、農地環境・農地景観の保全を図ります。

①農業活動の維持支援

農地・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援します。(中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等の活用)

また、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新規就農者や既存経営体の育成に対し総合的に支援を行います。

農業の地域計画に基づき、各地区の営農組織の強化や、地域に合った農産物づくりを推進します。

②環境保全型農業の推進

持続的な産業基盤の構築に向け、『ぎふ清流 GAP』をはじめとする GAP (Good Agricultural Practices : 農業生産工程管理) の取得を推進するとともに、省エネ・省資源型の農業機械・施設の導入に対する支援や栽培技術の普及推進、農林水産業の CO₂ゼロエミッション化に対する取り組みなどの、地球温暖化防止に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する支援を実施します。

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。

③農村景観の保全

美しい農村景観を保全するため、棚田の活用や都市住民との交流・受け入れの促進、地域の特産品づくりなどを積極的に推進し、将来にわたって農林業が継続できる環境を整え、地域の暮らしと生業、伝統的な食文化を守ります。

また、地域の風土に根ざした食のまちづくり「恵那ふうど」に取り組む事業者等を認証する「恵那ふうど認証」を継続実施し、市内の飲食店、レストラン、加工事業者等の地消地産を促進し、発酵や食文化を活用した新商品の開発を促すことによって、地域内での循環を生み出し、市内農家及び農地の永続性向上を図ります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本方針(4) 生物多様性の保全



本市では、飛騨木曽川国定公園や恵那峡県立自然公園、天瀑山や大船神社といった緑地環境保全地域が指定されており、生物多様性を保全する拠点として位置づけられています。こうした自然環境を保全するとともに、市域における動植物の生息・生育状況の調査を実施し、市民の生物多様性に関する意識の醸成を図ります。

①動植物の生息・生育状況の把握

天然記念物や絶滅が危惧されている種、外来種も含め、本市における動植物の生息・生育状況の把握に努めます。調査の実施にあたっては、市民や自治会、小中学校等との連携の可能性を検討します。

②生物多様性に関する意識の醸成

学校と連携し、身近な河川に生息する生物を観察することによって環境問題を考える「カワゲラウォッチング」等、子どもたちが自然にふれ合う機会を積極的に提供する取組みを推進します。

市内に生息・生育している動植物や生物多様性の重要性について、市 HP や「広報えな」等を活用し、正しい理解の浸透や意識の醸成に努めます。

③重要な動植物の保護の推進

専門家・有識者の助言等を踏まえ、市民団体等との連携のあり方を考えながら、重要な動植物の保護に資する取組を推進します。

④外来種の駆除、侵入防止の推進

岐阜県や近隣自治体とも連携しながら、外来種の駆除に努めるとともに、在来種が優占できる本来の自然環境への改善により、外来種の侵入防止を図ります。

また、市民からの情報提供と、市民への注意喚起を行い、情報の共有に努めます。

⑤公共事業における生物多様性配慮の推進

天然記念物や絶滅が危惧されている種の生息地付近で実施する公共事業においては、生息環境を保全し、生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）が分断されないよう、「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン（平成 25 年 2 月、岐阜県）」を踏まえ、生物多様性の保全に配慮します。

⑥環境保全型農業の推進

環境保全型農業として、農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との両立などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業を推進します。

基本目標2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する



基本方針(1) ごみの減量と再資源化の推進

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ります。市民や事業者及び行政が一体となり、減量と再資源化に向けた取組を進めます。

また、温室効果ガスの削減に向けた、資源の循環や再生可能エネルギーへの活用などの持続可能な社会の実現に向けた方策を検討します。

①ごみの発生・排出の抑制（リデュース）

家庭から出る生ごみの堆肥化の推進など、市民が日常生活で取り入れやすいごみの発生・排出の抑制につながる取り組みを推進します。

また、飲食店での食べきり運動や持ち帰りの普及、フードバンク・フードドライブの取組を推進し、食品ロス対策による生ごみの発生・排出抑制を推進します。

②ごみの再利用・再生利用の推進（リユース・リサイクル）

集団資源回収や3R推進施設である「ふれあいエコプラザ」等における古紙・紙類、衣類、金属類、ビン類、プラスチック類などの資源ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量化と再資源化を図ります。

各家庭からの食用廃油の回収を進め、バイオディーゼル燃料（BDF：Bio Diesel Fuel）としての再利用に取り組みます。

各地域におけるリサイクルの拠点として地域資源回収拠点の整備を進め、市内全地域への設置を目指し運営者となる地域の団体と調整を進めます。今後は、回収品目の充実などを図っていきます。さらに、衣類のリユース・リサイクルをはじめとしたサステナブルファッションの推進に取り組み、繊維類の有効活用を通じて資源循環の拡大につなげます。

③グリーン購入・エシカル消費（倫理的消費）・環境配慮契約の普及、定着

家庭や事業所において、物品の購入やエネルギーの調達にあたっては、品質やデザイン、価格だけでなく、環境への負荷や、製造過程での温室効果ガスの発生が少ないモノを優先的に購入するグリーン購入や、購入するモノの生産背景等を考慮するエシカル消費・環境配慮契約を推進します。

④普及・啓発、情報提供

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に向けて、「ふれあいエコプラザ」におけるごみ減量化講座やリサイクル講座の継続的な開催、市HPや「広報えな」を利用したごみの排出抑制につながる取組みや排出状況に関する情報の提供・発信に努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本方針(2) 適正なごみ処理・処分体制の構築



3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進拠点である「ふれあいエコプラザ」や、スマートフォンアプリ「え～なび」において、適正なごみ処理方法の周知・徹底を図るとともに、不法投棄が常態化してしまっている地域を中心として、監視カメラの設置や不法投棄監視員によるパトロール等によって、不法投棄対策の推進・強化を図ります。

①適正なごみ処理方法の徹底

各自治会のステーションや「ふれあいエコプラザ」へのごみの排出にあたり、分別の徹底やルール・マナーの遵守など、適正なごみ処理方法の周知・徹底を図ります。

「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」に基づく適正なごみ処理方法の周知・徹底を図ります。

ごみステーション利用に関する様々なトラブルに関して、解決策を検討します。

スマートフォンアプリ「え～なび」において、適正なごみ処理方法の啓発を行います。

②ごみ処理施設の適正管理

ごみ処理施設である「エコセンター恵那」が適切に運営され、公害等の発生が無いように監視を行います。また施設の老朽化に伴う、新たな施設建設に向け、中津川市との広域連携での施設運営を目指し、温室効果ガスの削減、資源の循環等の環境に配慮した施設を検討します。

③不法投棄対策の推進

不法投棄防止啓発用の看板や監視カメラの設置や、不法投棄監視員によるパトロールの実施により、不法投棄の防止と監視体制の強化に取り組みます。

また、プラスチックごみの不法投棄が海洋汚染の原因となっていることなど、環境保護意識の啓発を推進します。

④災害廃棄物処理への対応

今後想定される大規模災害により発生する災害廃棄物の迅速かつ適切な処理に備えるため、「岐阜県災害廃棄物処理計画」に基づき、恵那市災害廃棄物処理基本計画を作成しています。災害時はこの計画に基づき、迅速な廃棄物の処理を行えるよう、平時より災害に備えていきます。また、岐阜県災害廃棄物処理計画の改正に合わせて、恵那市災害廃棄物処理基本計画を適時見直しながら進めます。



基本方針(3) 地域美化活動の推進

市内の道路や河川の多くは、各地域のボランティア清掃活動により美しく保たれています。自治会や市民団体等が実施する環境美化活動に対する支援の実施、「恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」、「恵那市あき地の環境保全に関する条例」に基づく、適切な指導や助言等により、地域美化活動を推進します。

①環境美化活動の推進

自治会や市民団体等が実施する環境美化活動に対し、ごみ袋の支給やごみ処理費の免除等の支援を行います。

②ごみのポイ捨てやペットのふん害の防止

「恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、不法投棄の防止や環境美化のための適切な指導や助言等を行います。

③あき地の環境保全

「恵那市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、適切な管理がされていないあき地での雑草の繁茂、落ち葉等の散乱による景観の悪化や近隣トラブルを防止するため、土地所有者に対する適切な指導や助言を行います。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本目標 3 地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する

基本方針(1) 省エネルギー行動の推進



地球温暖化の最も大きな原因とされる二酸化炭素の排出を抑えるため、省エネの推進を行います。エネルギーの効率的な使用について、日々の暮らしや仕事の中で、省エネを意識した行動を自然に行えるよう、市民の意識付けとともに、在宅勤務やウェブ会議の積極的な利用による新たなライフスタイル・ワークスタイルの変化を目指します。

①家庭における省エネルギー行動の促進

身近に実践することのできる地球温暖化防止や省エネ行動につながる取り組みの見える化サイト「ぎふエコアクション」の普及拡大をはじめ、家庭における身近に取り組むことのできる省エネルギー行動の促進を図ります。

また、恵那市内の家庭を対象とした省エネトライアルアンケートにより、家庭部門の省エネ化の推進を図ります。

②事業所における省エネルギー行動・対策の促進

クールビズやウォームビズの導入、出社時や外出時の交通手段の見直しや在宅勤務、環境マネジメントシステムの導入、リモート（ウェブ・オンライン）会議の活用など、事業所における省エネルギー行動・対策の促進を図ります。またエネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定される年1%の削減目標の周知・啓発を行い、二酸化炭素排出量の割合が高い特定事業所排出者については更なる削減についての調整を進めます。

③事業者の省エネ取組ネットワークの形成

事業者の省エネ取組ネットワークを形成し、エネルギーデータ記録、省エネ普及啓発、省エネアドバイス等の実施を推進します。またこのネットワークへの加入促進啓発を行います。

④行政による率先行動・対策の推進

照明の間引き点灯やこまめな消灯、空調機器の適切な温度設定や運転時間の短縮など、事務事業に支障のない範囲で省エネルギー行動・対策に率先的に取り組み、市民や事業者の脱炭素に向けた取り組みの機運を醸成します。また、恵那市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（令和5年3月策定）の取り組みを推進し、恵那市の公共施設における2050年ゼロカーボンを目指します。

基本方針(2) 建物・設備等の脱炭素化



建物や設備等においては、従来の省エネの推進に加え、電力の再生可能エネルギーへの置き換えや、再生可能エネルギーを作り出す「創エネ」の取り組みも始まっています。これらを組み合わせることにより ZEH や ZEB といった、ゼロカーボンの家屋や事業所が実現できるようになります。これらの新たな取り組みが進むよう、行政による情報提供や補助金等を活用した支援を行います。

①家庭における「ZEH」の導入促進

「ZEH (ゼッヂ)」（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称。省エネと創エネを組み合わせ、家で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。）を目指した取り組みへの補助（住宅用太陽光発電システム、定置用蓄電池システム、次世代自動車充給電システム、太陽熱温水システム、家庭用燃料電池システム等）や支援制度の情報提供などにより導入促進を図ります。

②事業所における「ZEB」の導入促進

事業者に対する無料省エネルギー診断や、建物・設備の省エネルギー化に対する支援制度に関する情報を提供することなどにより、事業所における省エネルギー機器・設備の導入促進を図ります。また「ZEB (ゼブ)」（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称。省エネと創エネを組み合わせ、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。）を目指した取り組みへの補助や支援制度の情報提供などにより導入促進を図ります。

③「HEMS」等エネルギー管理システムの導入促進

「HEMS (ヘムス)」とは Home Energy Management System の略で家庭内のエネルギー管理システムです。HEMS は、家庭での電気の使用状況を「見える化」することで、電気を効率的に使えるようになるだけでなく、太陽光発電システムを設置している場合、発電や販売状況も分かるようになります。管理対象により家庭向けの HEMS (ヘムス)、商用ビル向けの BEMS (ベムス)、工場向けの FEMS (フェムス)、と呼ばれており、各主体への導入促進を啓発していきます。

④行政における率先した導入

公共施設においては、LED 化による省エネの推進や、施設の屋上を活用した太陽光発電パネルの設置といった再生可能エネルギーの「創エネ」に率先的に取り組み、市民や事業者の脱炭素に向けた取り組みの機運を醸成します。

基本方針(3) 脱炭素なまちづくりの推進



脱炭素なまちづくりのため、二酸化炭素の吸収源の確保、再生可能エネルギーの導入、交通手段の見直しなどの様々な取り組みが必要です。

間伐実施や地域産材の利用促進等により、森林の適切な維持管理と資源活用を進めます。

太陽光発電設備の整備に加え木質バイオマスや中小水力発電等の地域性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入・活用に取り組みます。

また、自動車の依存度が高い地域であるため、電気自動車等のエコカーの普及促進や公共交通機関の充実を図ることで、運輸交通部門においても脱炭素の取り組みを推進します。

①二酸化炭素の吸収源対策の推進

間伐や再造林など森林環境の適切な維持管理による効果的な二酸化炭素の吸収源対策を推進します。また、地域産材の利用促進や地産地消を推進し、森林資源の循環利用による温室効果ガス排出量の削減に努めます。

森林由来のクレジット（排出枠）を活用する、カーボン・オフセットの普及も進めます

②地域エネルギーの導入・活用の推進

地域電力会社である株式会社恵那電力の取り組みを推進し、再生可能エネルギーの普及・利用に努めます。今後の課題として固定価格買取制度(FIT)終了後の電力買い取り(卒FIT)を共同で検討していき、2050年カーボンニュートラルに向けた屋根上太陽光発電設置の推進を図ります。

導入ポテンシャルが高いと判断された風力・中小水力発電については、二酸化炭素の吸収源としての役割や水源かん養機能を持つ森林への影響を十分考慮して導入促進を図り、その他の再生可能エネルギー（バイオマス・太陽熱・地中熱等）も推進します。

さらに、技術革新を取り入れ、再生可能エネルギーを活用した「次世代エネルギー」の地域導入可能性について、製造、供給体制、需要先に関する調査・検討を進め、地域内でのエネルギー循環の高度化を図り、快適な暮らしと地球温暖化防止の両立を目指します。

③エコカーの普及促進

市民や事業者への電気自動車等のエコカーの普及・導入拡大を図ります。

また、普及・導入拡大にあたり、公共施設や商業施設における電気自動車の充電インフラの整備などのエコカーを利用しやすい環境づくりを推進します。

④環境に配慮した公共交通機関の充実

明知鉄道、自主運行バス（デマンド交通含む）及び地域住民主体の有償運送といった交通ネットワークの連携によって、地域住民へ利便性の高い交通手段を提供し、日常生活における自家用車への依存を緩和することで脱炭素に取り組みます。

基本目標4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

基本方針(1) 防災・減災対策の推進



近年、地球温暖化の進行等による夏季の猛暑・酷暑や集中豪雨などの異常気象が発生しており、地球温暖化を防止する取り組みを推進する一方で、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が求められています。また、当地域ではかねてより南海トラフ地震の発生等が危惧・懸念されています。市民の安全で快適な暮らしを確保するため、こうした自然災害に強い基盤を整備するとともに、市民の自助・共助力の向上を図ります。

①災害対応に向けた自助・共助力の向上

地域の自助・共助の向上を図るため、地区防災計画に基づいて地区毎で実施されている訓練、活動及び資機材等の整備に対する財政支援を行います。また、地域での防災の中心的な役割を担っていただく防災リーダーの養成の推進を図ります。

②防災性の高いまちづくりの推進

森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律などに基づき、森林と農地の適切な保全を進めます。土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定、治山治水事業の実施、不適切な盛り土や過度な森林伐採などの監視などによって水害や土砂災害などの被害の防止・軽減に努めます。

③安全安心な憩いの空間の創造

既存の広場・公園の計画的な維持管理・更新を実施し、市民の交流の場所であるとともに、災害時の避難場所として活用し、市民が集う空間づくりを地域と協力して推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本方針(2) 公害対策の推進



本市では、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動といった公害については概ね環境基準を満たしていますが、苦情件数は増加傾向にあります。公害対策については、引き続き、生活排水・事業排水の流出抑制や水質の監視・改善、生活公害等の常時観測を継続しています。その他、近年増加傾向にある野焼きや不法投棄、空地の雑草等の生活に身近な公害の把握と対策に努めます。

リニア中央新幹線の開業を目指し、工事が本格化することを踏まえ、工事による騒音や振動、建設発生土の処理などによって市民生活へ大きな影響が出ないよう、必要に応じて監視・対策を行います。

①生活排水・事業排水対策の推進

公共水域の環境保全を図るため、用途地域内を中心とする地域では公共下水道、用途地域外で特に自然環境や生活環境を保全する必要のある地域では特定環境保全公共下水道、農業集落排水への加入促進、合併浄化槽の設置を推進します。

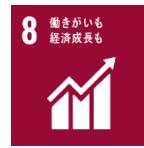
②水質の監視・改善

主要河川における生活・健康項目の定期検査による水質の把握、水道原水での水質検査などを実施するとともに、「恵那市の環境」において測定値等を公表し、水質の改善に向けた取組みを検討・実施します。

③生活公害等の常時観測の継続

大気汚染物質やダイオキシン類、建設工事等に伴う騒音・振動の状況について、引き続き常時観測を継続し、汚染状況等の把握に努めます。

また、野焼きや不法投棄、空地の雑草等の生活に身近な公害の把握・対策を進めます。



基本方針(3) 恵那らしさの維持・活用

本市には、農村景観日本一に選ばれた岩村町富田地区の農村風景、全国棚田百選に選ばれた坂折棚田、重要伝統的建造物群保存地区選定された岩村町本通りなど、良好な自然景観、歴史景観が残されています。こうした本市の地域資源を維持・保全するとともに、まちづくりへの活用を図ります。

①良好な都市景観の形成

「恵那市屋外広告物条例（平成28年3月22日条例第8号）」に基づき、良好な景観を形成するため、周辺景観との調和に十分配慮するよう啓発を行います。

景観重要建造物・樹木の指定を進めるとともに、良好な都市景観の形成に向けて、景観形成重点地区の指定を検討します。

リニアまちづくり基盤整備計画における土地利用・基盤整備に関する計画について、都市景観や自然環境等へ十分に配慮します。

②良好な自然・歴史景観の保全

坂折棚田や富田地区の農村景観、岩村の歴史的街並みなどの、恵那市独自の良好な自然・歴史景観の保全に努めます。太陽光発電など、自然エネルギーを生み出す施設についても、自然・歴史景観との調和を図って進めていきます。

③地域資源の活用

各地域がそれぞれの個性ある景観を活かしたまちづくりに取り組めるよう支援します。

また、歴史的建造物やまち並みの保全を通じて、歴史や文化を活かした地域のまちづくりにつなげ、まちの魅力を高めるように支援します。

市内の豊かな自然や歴史文化を深く理解してもらうために、地域の生態系を破壊することなく自然を観察・体験できるエコツーリズムやサステナブル・ツーリズムを推進します。

さらに、技術革新を踏まえた次世代エネルギーの活用を地域振興にもつなげるため、サステナブル燃料を活用したモータースポーツイベントの開催や支援を行い、地域の活性化と環境負荷低減の両立を図ります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本目標5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める



基本方針(1) 環境教育・環境学習の推進

「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」が、2019年11月の第40回ユネスコ総会で採択され、同年12月の第74回国連総会で承認されました。ESDとは、Education for Sustainable Developmentの略であり、環境、貧困、人権、平和等の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。ESD for 2030は、2030年（令和12年）に向けてESDの強化とSDGsの17の全ての目標実現を目指すものです。

これを踏まえ、持続可能なまちを創る担い手育成に向けて、学校やこども園における環境教育、地域による環境学習の促進を図るとともに、市民・地域・事業者による教えることのできる人材の育成を図ります。

①学校やこども園における環境教育の推進

小中学校やこども園において、総合的な学習や各教科の学習にとどまらず学校教育全体及び園活動を通して、環境教育の取り組みを促進します。

地域との連携を密にして、農林業体験などの体験活動に加え、収穫した農産物を消費したり出荷したりして、持続可能な生産・消費形態の学習に取り組みます。

②地域における環境学習の推進

各地域のコミュニティセンターなどを拠点として、環境・地球温暖化をテーマにした市民講座の実施や、市民活動団体が実施する環境学習の実施や環境イベントの開催等に対して出前講座のメニューを用意する等の支援を行います。

③教えることのできる人材の育成と活用

学校や地域、企業における環境教育・環境学習を支援するため、講師やスタッフとして活躍できるボランティア人材に関する情報の充実を図るとともに、市民講座における環境に関するメニューの充実や、市HPや「広報えな」などを通じての情報提供を行います。



基本方針(2) 地域による環境保全活動の推進

住民の生活に身近な事柄である環境保全に関しては、住民の意向を踏まえた、地域の主体的な取り組みが効果的です。地域による環境保全活動を推進し、市民活動団体への支援を継続して行います。

①市民活動団体への支援

市民活動団体や地域自治区、自治会等が行う地域の環境保全活動に対して、活動の紹介や必要な備品の貸出し等の支援を行います。

②連携・協力による地域活動の推進

公園の再整備や道路づくりについて、市民の意見や要望を把握・反映し、愛着をもって利用、維持管理を行ってもらうために、市民との連携・協力による施設のあり方や取組みの支援を行います。

③市民活動の普及啓発、担い手の育成

市HPや「広報えな」などの広報媒体を通じて、市民活動団体の取組みを紹介し、取組みの輪を広げるとともに、団体の活動の充実や、新たな担い手の育成などの支援を行います。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



基本方針(3) 広域的な連携・協力による取組みの推進

環境問題の多くは、本市のみで解決できるものではなく、広域的な視点からの連携・協力により、対策を進めていく必要があります。岐阜県や近隣の市町村をはじめ、木曽川や矢作川、庄内川水系の流域自治体、また、本市と関わりのある大学等研究機関と連携した取組みを推進します。

①岐阜県や近隣自治体との協力体制の構築

光化学スモッグをはじめとする大気汚染や水質汚濁の状況について、岐阜県や近隣自治体との情報交換や連絡調整を行い、連携・協力して対策を講じることができる体制を構築します。

②流域自治体と連携した取組みの推進

森～川～海の環境のつながりは、市内・県内だけでなく、他県ともつながっており、こうした流域の一体的な環境保全の取組みを推進するため、下流域側による森林の間伐体験や、下流域での海岸清掃活動など、流域一帯となった活動が促進されるようなプログラムを検討します。

③大学等と連携した取組みの推進

本市が連携協定を結ぶ大学等と連携し、学生等による環境保全活動の実施や、授業や研修の場・機会としての活用等を推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第5章 計画の推進にあたって

5-1 計画の推進体制

5-2 計画の進行管理の仕組み

5-1 計画の推進体制

(1) 市民・地域・事業者等との連携・協力による計画の推進

①各主体における環境施策の展開

市民、地域、事業者等の各主体は、本計画の基本理念・将来像、基本目標等を踏まえ、各主体の役割を認識した上で、主体的に環境施策を展開します。

②地域の特色を生かした取組みの検討・実施

13 地域においては、第3次恵那市地域計画に基づき、地域の特性・特色を生かしながら、地域における持続可能なまちの姿を描き、その実現に向けた取組みを展開します。

③恵那市環境審議会における総合的・包括的な計画管理

学識経験者、市民、地域、事業者等から構成される「恵那市環境審議会」において、総合的・包括的な視点での計画の進行管理等を行います。

(2) 分野別計画の策定検討

本計画の対象とする環境の分野は多岐にわたります。そのため、必要に応じて、分野別の個別計画の策定を検討します。

(3) 広域的な連携・協力の推進

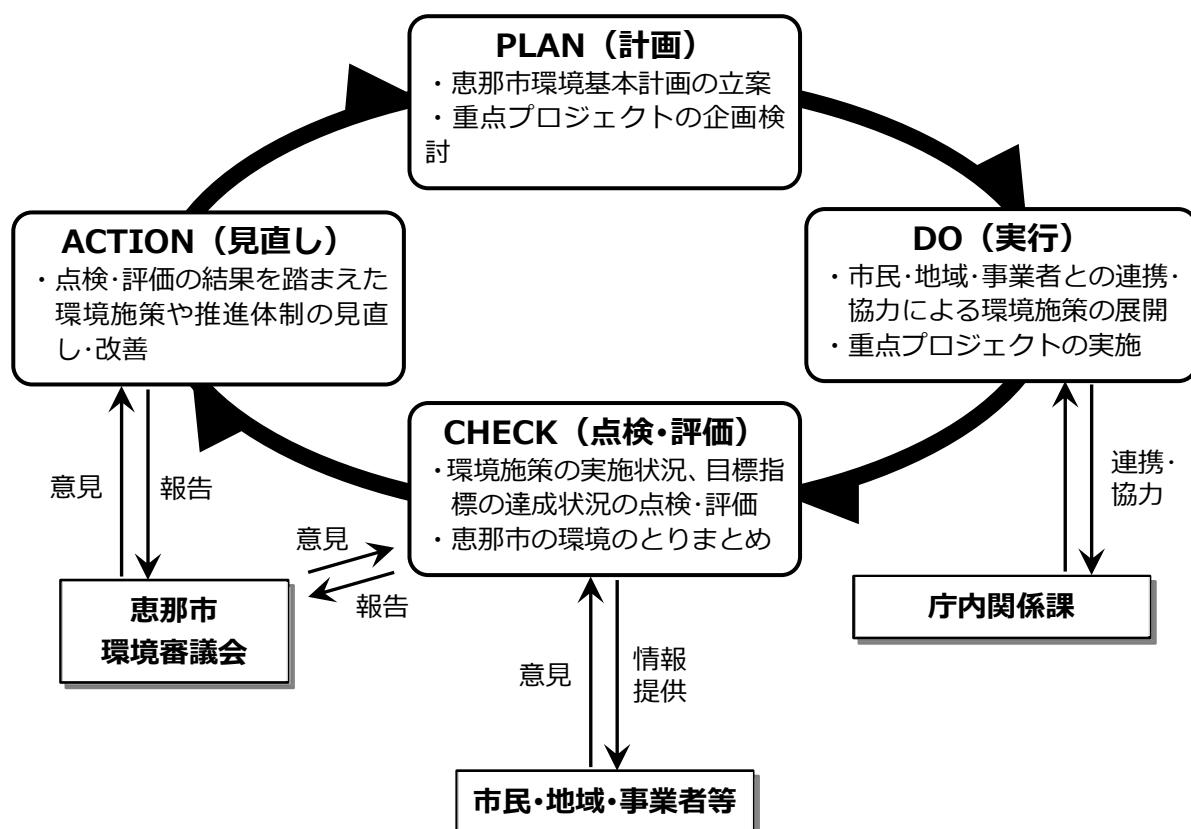
岐阜県や近隣自治体との協力体制の構築、流域自治体や大学等と連携した取組みの推進など、広域的な連携・協力を推進します。

5-2 計画の進行管理の仕組み

本計画を実効性のあるものとするため、PDCAサイクルに沿って、環境施策の実施状況や目標指標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的な改善を図ることとします。

点検・評価の実施にあたっては、関係各課へのヒアリングや市民意識調査結果の分析等を通じて把握するとともに、環境保全団体等からの意見を伺い、「恵那市環境審議会」において総合的・包括的に点検・評価することとします。

また、その結果を「恵那市の環境」にとりまとめ、市HP等において公表することとします。



資料編

計画の策定スケジュール・体制

環境保全に関する関連法令

用語解説

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

計画の策定スケジュール・体制

計画の策定スケジュール

年 月 日	内容
令和7年7月16日	第1回恵那市環境審議会 ・計画策定・スケジュールについて
令和7年12月23日	第2回恵那市環境審議会 ・第3次恵那市環境基本計画(案)説明とパブリックコメントについて
令和7年1月23日 ～2月15日	パブリックコメント ・募集期間：令和8年1月23日（金）～2月15日（日） ・募集方法：市環境課、情報公開コーナー、各振興事務所での閲覧及び市HPへの掲載 ・募集結果：
令和7年3月　　日	第3回恵那市環境審議会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第3次恵那市環境基本計画（最終案）について ・計画についての市長への答申

計画の策定体制

①恵那市環境審議会

	区分	氏名	役職等
1	有識者	竹島 喜芳	中部大学 教授
2	環境団体代表	柘植 清成	恵那市環境対策協議会 会長
3	地域代表	渡邊 康正	地域自治区会長会議 山岡地域自治区会長
4	商工会議所代表	加藤 規久	恵那商工会議所 常議員、環境情報委員長
5	商工会代表	渡會 充晃	恵那市恵南商工会 研修委員会委員
6	校長会代表	下畠 茂	恵那市立飯地小学校 校長
7	農業関係代表	鈴木 雅博	恵那市農業振興協議会 副会長
8	林業関係代表	小椋 正明	えなの森林づくり推進委員会 委員
9	環境市民団体代表	足立 美保子	NPO 法人 市民工コ会議 理事長
10	子育て・教育関連代表	坪井 弥栄子	恵那市子ども・子育て会議 委員長
11	環境省	猪岡 貴光	中部地方環境事務所 環境対策課長
12	岐阜県	伊藤 明	恵那県事務所 環境課長

順不同